

平成28年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年6月2日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 中塚 尚憲	2番 北村五十鈴
	3番 稲垣 誠亮	4番 栢木 進
	5番 岩井智恵子	6番 高橋 繁夫
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
	11番 市木 一郎	12番 山本 剛
	13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 坂口 哲哉	18番 河野 司
	19番 立入三千男	20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長 選挙管理委員会書記長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第46号から議第54号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第10号)) 他8件)

質疑

第3 議第46号から議第48号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第10号)) 他2件)

討論、採決

第4 議第49号から議第54号まで

(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他5件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(市木一郎君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第3番、稲垣誠亮議員、第4番、栢木進議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（市木一郎君） 日程第2、議第46号から議第54号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第10号））他8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第46号から議第54号までの各議案については、通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（市木一郎君） 日程第3、議第46号から議第48号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第10号））他2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号から議第48号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第46号から議第48号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第46号から議第48号までの各議案について、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第46号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第46号は原案のとおり承認されました。

次に、議第47号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４７号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４８号専決処分につき承認を求めることについて（野州市税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は原案のとおり承認されました。

（日程第４）

○議長（市木一郎君） 日程第４、議第４９号から議第５４号まで、平成２８年度野州市一般会計補正予算（第１号）他５件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第４９号から議第５４号までの各議案は、会議規則第３９条第１項の規定により、既に配付済みの議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第５）

○議長（市木一郎君） 日程第５、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第１号、第８番、野並享子議員。

野並議員。

○８番（野並享子君） おはようございます。

初めて１番目の質問ということになりました。させていただきます。

まず第１点目、再生可能エネルギー発電施設のガイドラインについてを質問いたします。

これまで原発から自然エネルギーへの転換を質問してきました。太陽光発電や小水力発電など、再生可能エネルギー開発と普及は重要なエネルギー政策であると考えます。日本共産党は、２０３０年には……。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前９時０６分 休憩）

（午前９時０６分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 8 番（野並享子君） 済みません。失礼いたしました。

1 番目は、税金の取り方、使い方についてということで質問させていただきます。

租税というのは、所得に応じて税が課せられる応能負担で累進課税が基本だと考えます。しかし、消費税は所得に関係なく一律であるため、逆累進税と言われています。この間接税である消費税が今や国税の中で 1 7 兆円余り、1 7. 8 % を占め、所得税の 1 6 兆円余り、1 7. 1 %、法人税の 1 1 兆円足らず、1 1. 4 % より多い状況になり、一番多い税となりました。

2 0 1 4 年 4 月 1 日に国民の反対を押し切って消費税を 8 % に引き上げました。日本共産党は、消費税 8 % の増税は景気悪化の引き金を引くと警告し、中止を求めました。安倍首相は、消費への影響は一時的なものと繰り返し答弁をしていましたが、今年 3 月の予算委員会で予想以上に落ち込み、長引いていると認めました。

財務省の法人企業景気予測調査でも、4 月から 6 月期の見通しは大企業から中小企業までいずれもマイナスでした。帝国データバンクの企業の調査では、1 6 年度業績見通しで 4 0. 7 % の企業が個人消費の一段の低迷と回答をしています。世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すとして大企業がもうかれればいずれ家計に回ってくると言い続けましたが、大企業は史上空前の利益を上げましたが、実質賃金は 5 年連続マイナスの状況です。非正規雇用が拡大し、家計には回ってこず、明らかにアベノミクスは破綻したのではないでしょう。市長の見解をお聞きいたします。

○ 議長（市木一郎君） 市長。

○ 市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員のアベノミクスへの見解についてのご質問にお答えをいたします。

議員は、破綻したのではないかとお問い合わせをいただいていますので、議員はある時期までは順調に進行していたと評価なさっているのかなと思うんですけども、私の見解としては、実態は金融緩和による円安誘導及び企業減税による企業収益改善と株価の上昇となっていると考えます。円安による輸出型企業の収益増と国外旅行者によるいわゆる爆買い、公共事業などによる財政出動により企業利益は上がっていますが、ご承知のように実質賃金指数は政権発足当初からずっと減少が続いております。金融緩和、財政出動、規制改革という 3 本の矢で企業の利益をふやし、それにより労働者の賃金がふえ、消費が伸び、それが企業収益に反映するといういわゆる好循環シナリオの輪がまだ閉じていないと考えています。

今回、改めて消費税の増税延期も表明され、まさにアベノミクスの取り組みは道半ばであるため、見解を述べる段階ではないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） きのう安倍首相が長々と演説をされまして、同じように道半ばやというふうなことを言っていたのではないかというふうに思います。

しかし、今話題になっておりますこのアベノミクスで何が行われたか。大企業の内部留保はふえ続けました。その法人税の課税を逃れるために、今話題になっていきますタックスヘイブンを使っての税逃れ、この金額が法人税だけでも20兆円とか30兆円とか言われておりますし、またユニクロの柳井氏が保有する株式をオランダの資産管理会社に譲渡するというところで7億円を超える税負担を回避いたしております。

今、大きな問題は、このケイマン諸島への証券投資額が63兆円、ペーパーカンパニーで把握されているだけで524社、課税逃れの仕組みというのは信託形式を悪用した事前信託、チャリタブルトラストという形で、ちょっとこれかなりぼけてしまって見にくいんじゃないかとは思いますが、これまではきちっと出資をすれば税がかかっていた。しかし、こういう形で慈善団体という形の信託をすれば、親会社と子会社との関係がなくなって税がかからないというふうな形で、今これがどんどんと行われていっているというのが今の状況で、アベノミクスで企業がすごくもうかりました。だぶついたお金、内部留保のお金など証券化されたりとかいう形でこういうふうな税を逃れる仕組みというふうになっております。ですから、こういった税のきちっと課税をしていけば、消費税に頼らなくても十分財源はあるということで、先日も共産党の大門実紀史議員が国会で質問したときに、なるほどそのとおりだといって政府も認めておりましたので、このところを何とかしなければならぬ。税の不公平さを感じさせてはならないということは安倍首相のそのときの答弁で言っていたと思うんですけども、こういうふうなことをやっぱりしっかりとやっつけていかなければ、大企業のところだけを何とか利益を上げれば落ちてくるというふうなそういうものではないと思いますので、道半ばというのではなくて、もっと根本的に税金のとり方というのをメスを入れていかなければ、あのアベノミクス、どれだけ進めていただいても国民の生活には回ってこないと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） アベノミクスの質問から何かちょっと展開しておられるので、ご

質問はアベノミクスはどうかということでしたから申し上げたわけですし、今のは、だからアベノミクスじゃなくて、社会の枠組み、社会経済の仕組みがどうあるべきかというご質問かと思いますが、ちょっと余りにもとりとめのない広いご質問だと思いますが、ただ消費税に関しましては一概に否定しておられますけども、所得だけやるというのではゆがみができるから所得の捕捉とか、だから外部へ物が動いたときにそこに着目して税を課すというこの仕組みはこれも国際的に了解していますから、了解されて一定の仕組み、客観性を持っているわけですね。豊かかどうかは別として、物が買える、サービスが受けられる、そこに着目をして、その現象に課税をするという仕組みを全くなくしてしまうと、逆に私はゆがむと思いますので、今何かにお答えできるとしたら、論点は消費税全面否定型の野並議員と、私はやっぱり消費税というのは一定の役割を持っていて、所得だけでやってしまうとゆがむので、それをならずという重要な役割を持っているのではないかなというふうに思います。

とりあえずお答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 消費税、一定の役割がある間接税ですね、間接税のところでの役割がある。以前、昔々は高額の物に対しての間接税という形で金持ちにはたくさん税金を納めてもらう。3ナンバーとか宝石とか毛皮とか、一般庶民は余り買えないようなところには税率を高くするというそういう間接税というのはありました。

しかし、消費税というのは6万円ぐらいの年金で暮らしておられる方にも同じ、2億3億、寝転がっていても配当やらがいっぱい入ってくるという方に対しても同じというこういう不公平税制があるというところが問題で、消費税が社会保障に使う使うといっぺんと言っていました、社会保障には使われてなかったというのも明らかになっているのではないかというのがこの表なんですけども、この間、社会保障に使うと言いながら医療に関してサラリーマンの負担はこれまでの1割、これは導入される前ですね、1988年1割だったのが3割になっているとか、いろいろな意味でどんどんとふえている部分ありますよね。年金も60歳やったのが65歳になっているとか、さまざまな部分で社会保障には使われずに、社会保障はどんどん負担がふえていったというのがこの間の現実で、結局消費税が社会保障に使われていたというのではなくて、大企業の法人税の減税に使われていたというのが現実であろうかと思えます。

それはちょっと置いておきまして、次に、日本の経済を立て直していくためには格差を

正し、経済に民主主義を確立することではないかと考えております。

まず第1点は、税金の集め方を変えることであります。税金は負担能力に応じたの原則に立って、富裕層と大企業に応分の負担を求めていく。4兆円もの大企業の減税、これを中止して、研究開発減税と大企業優遇税制、こういったものを見直していく、またODAのばらまきを見直していく、所得税の最高税率を引き上げて、高額株取引や配当への適正な課税を行っていく、また今先ほど言いましたように問題になっているタックスヘイブンを利用したペーパーカンパニーを使って課税逃れをしている法人税だけでも20兆円とも30兆円とも言われていますが、その分を社会保障や貧困対策に充てて、消費税に頼らない別の道をつくっていく。

第2点目には、税金の使い方を変えること。社会保障、若者、子育て優先に使っていく。5兆円を超えて過去最高になった軍事費、この中の米軍への思いやり予算やオスプレイの購入など、こういったものを削減していく。

3つ目が働き方を変えることであろうかと思えます。ブラックな働き方でなく、人間らしく働けるルールをつくっていく。残業時間の上限を法律で規制し、過労死をなくしていく。非正規から正社員への流れをつくって、労働者派遣法を抜本的に改正していく。最低賃金の引き上げ。そして働く貧困層をなくしていく。中小企業を日本の経済の根幹にふさわしく振興して、大企業と中小企業との公正な取引のルールを確立して、中小企業で働く人の賃金格差をなくしていく。この3つの改革を行えば国民の懐を豊かにして家計という経済の最大のエンジンを温めて経済の好循環を生み出し、日本経済を立て直していけるのではないかと考えますが、市長の見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、日本経済立て直しの提案についての見解を求められましたけども、まず先に消費税ですけど、私は消費税は均等であるけども、今図らずもおっしゃったように社会保障、給付でそこを補われるという前提で考えていますから、そこは恐らく全く一緒だと思います。

それと、いろいろビジョンいただきましたけども、ご提案の内容は第2点目の軍事費関連の支出、これ安全保障に関わるものですが、安全保障だったら幾らお金使ってもいいというものではないんですが、それを除けば経済の好循環を生み出すという最終目標も含めて、現政府の方針とか施策と大きな違いはないのではないかなというふうに思います。言うは易く行うは難しですから、安全保障を除いたら自治体レベルから見たらいかに結果を

出すかということが肝心なのではないかなというふうに考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） もう少し答えていただきたかったですけども、軍事費の部分でいいますとオスプレイ4機買うのに447億円とか、ステルス戦闘機6機1,084億円とか、いろいろ高額な兵器を買うということで3,525億円もこれが今直ちに必要なものではないというのが現状でもあろうかと思えます。また、そういう意味では市長が言われたようにどんどんふやしていてもいいというものではないというところは一致するんではないかと思えます。

3点目の働き方を変えるというところで何もおっしゃらなかったんですけど、地方自治体がどうこうできるわけではないかとも思いますが、けども、現状を見ますと世界の中で日本の残業時間というのが余りにも多いというところで、残業時間の規制が三六協定で結ばれていても、それ以上にただ働きで働かせているというのが現状であらうかと思えます。

それと、非正規の問題ですけども、ヨーロッパでは正規雇用が当たり前になっています。日本の場合、非正規雇用がどんどんふえたということで、どんどん賃金が下がっていったというのが現状で、非正規雇用を雇えば雇うほど一般の労働者の賃金が下がっていくというこういうふうな形になっていまして、ここもやはり正社員が当たり前というルールをつくっていかないと労働者の賃金が上がらないということになります。

最低賃金の問題も、日本の最低賃金780円です。あとはもう大体1,000円以上になっております。ですから、今共産党どこでもすぐに1,000円の最低賃金、将来的には1,500円の最低賃金にという形を今言っているんですけども、こういうことをやっていくというのがまずとにかく国民の懐を温かくしていくところとなります。

もう一つ出しますが、これが残業時間ですね。ただ働きのさっき言いましたように日本の場合は182時間の残業時間、あとのところは78と55とかいう形で、本当に残業時間は少ない。家庭の団らんもできる時間が十分にあるというところで、やはりいろんな意味で余暇と子どもと接する時間というものだし、ですから文化的な行事にも参加できるとか、いろんな形で日本の長時間労働と残業が多いというところで、本当にいろんな意味で経済が好転していかない。賃金は低いしというふうな状況になっています。ですから、やはりこういったところを国として是正をしていかない限り、一企業でこんなんでできるわけではありません。国が規制をかけていくということによって、初めて底上げが図れるとい

うふうに思うんですけども、市長、どういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどお問いかけは大まかには違わないので言ったので、就労のところはもうあえてと思ったんですけども、これも専門家が言っていますけども、根本的な改革をしないとイケない。日本の場合は就労は就職と言われているんですけども、職についているわけじゃなしに、組織に入っている。いわゆる就社と言われている。そこが根本的にヨーロッパ、アメリカと違うところであります。だから、職によって給与が決まっている。ですけど、日本の場合は会社に入るから安くて順番に上がっていく。いわゆる年功賃金制みたいなのがまだ一般的です。だから、今政府は同一労働同一賃金と言っていますけども、ヨーロッパの場合はそういうふうになっています。ですから、年齢関係なしに、どういう職には幾ら払われるかと。日本はそこへ変えられない、今のところは。そこを変えない限り根本的な改善にならない。

それともう一つシビアな話でいくと、日本は先進国の中で異常に外国人労働者が少ないわけですね。ですから、これも厳しく言えば非正規の方を欧米の外国人労働者と同等に結果的に位置づけているから全体の賃金が下がってしまう。これは私も従来からその見解ですし、最近も専門家はそう言っています。私それがいいとは思わないですけども、そういうところから根本的に就社が就職になるように変えていかなかったら、きちっとしたサラリーを保証されないというふうに思います。

とりあえず、そこが根幹なのでそこでお答えといたしておきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 国民の懐を豊かにしていくという以外に日本の経済を好循環にすることはできない。どれだけ金持ちがお金をいっぱい持っていて、食べられる胃は1つ。同じですので、そういう意味ではもっと全体的な層を上げていかないとあかんと思うんですけども、この中間層と貧困の広がりというのは皆さんも感じておられると思います。この3年間で貯蓄ゼロ世帯というのが470万世帯もふえて1,890万世帯、過去最高に達して、全世帯の3分の1以上が貯蓄ゼロ世帯ということになりました。ですから、本当に突然何かが起これば貯蓄ゼロですから、途端に貧困に陥るといようなそういう危険と隣り合わせで暮らしているということでもあります。ですから、格差と貧困の拡大というのは日本経済にとっても、また国民皆さんにとっても何ひとつよいことではないということで、格差を正していくというのが本当に今一番重要なところであろうかというふうに思います。

市長としての見解はそれ以上答えられないというふうなことが思いますので、ぜひともどこかで言える機会がありましたら、この下の層の引き上げをやはりきちっと制度的に国としてやるということが、もうここの転換をしない限り、今のアベノミクスの中で回っていても絶対に変わりませんので、ぜひとも言える場所がありましたら声をかけていただきたいと思います。

以上です。

それでは先ほど言い出しました再生可能エネルギーの発電施設のガイドラインについてを質問いたします。

これまで原発から自然エネルギーへの転換を質問してきました。太陽光発電や小水力発電など、再生エネルギー開発と普及は重要なエネルギー政策であると考えます。日本共産党も2030年にはエネルギーの40%を再生可能エネルギーにすべきと政策に掲げました。この方向には変わりはありませんが、最近電力の自由化が進み、耕作放棄地や遊休地や民地に太陽光パネルの設置がされています。売電目的の施設などもあり、急傾斜地への設置や山林を伐採しての設置や、近隣住宅に反射する場所への設置など、今問題になっている状況。そしてまた、環境上も問題になっているところがあります。野洲市においてどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

まず第1点目は、市内のメガソーラーや小規模の太陽光がどれだけ設置されているのか、小規模、大規模も含めお尋ねします。また、農地転用で設置されているのはどれだけかお尋ねをいたします。さらに、他の再生エネルギーの設置数と種類についてお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の1点目のメガソーラー等の設置数、農地を転用した設置数及び他の再生エネルギーの設置数等につきましてお答えを申し上げます。

メガソーラー及び小規模の太陽光発電につきましては、経済産業省・資源エネルギー庁の固定価格買取制度設備導入状況等の平成28年1月現在の公表によりますと、太陽光発電設備は、メガソーラーは3件、3,990キロワット、小規模は1,874件、1万5,169キロワット、他の水力、風力、バイオマス発電につきましては、地域の特性等も関係しましてゼロ件であります。

また、農地転用で設置されている太陽光パネルは現状で11件でございます。内訳とい

たしましては、第2種農地、これは市街地等見込まれる農地または生産性の低い小集団農地をいいますが、5件であります。第3種農地、これは市街地の区域または市街化の傾向が著しい区域にある農地であります、4件であります。市街化農地が1件及び1種農地が1件でございます。1種農地は、背の高い太陽光パネルを設置いたしまして、その下でシイタケを栽培されております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今お聞きいたしました、届け出がされてこの数字が出てきているんですね。届け出の義務のある部分なんですか。法的に届け出しなくてもいいとか、ここから落ちているとかいうふうなものもあるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 届け出のあった数値だと認識しております。義務等の確認はちょっとできておりません。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） メガソーラーなどは何平米以上は届けよというふうな形になっていきますよね。でも、1,000平米以下というのはそういう義務的な部分でないのではないかと思いますけども、そういう法的とか規制とかかけられないような部分が存在をしているのではないかと、そういうふうなものはございませんか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 届け出をされない太陽光パネルだと思うんですけども、確かに小規模なパネルの設置につきましてはそういった届け出がされてない場合もあるかと思えますけども、それ以上のことは把握してございません。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 野洲の市内でも企業が所有している敷地にばっとたくさんの太陽光が設置されたというのがあるんですけども、この太陽光パネルの設置のときに近隣の方々に対する説明とかそういうのはされているんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 近隣の皆さんへの周知なんですけども、それが開発行為に該当する場合は開発指導要綱に基づきまして届け出もございますし、そういった中での

市からの指導もある中で近隣への説明はされていると思っております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 第2点目に移りますけども、今小規模の設置とか住宅の屋根にパネルの設置とかいうのは今何の規制もないんじゃないかと思うんです。最近のテレビでマンションの窓にパネルの反射光とか反射熱でブラインドをずっと閉めておかなければならないというような状況が映し出されていましたが、現在野洲市ではそういった太陽光パネルやその他の再生可能エネルギーにおける苦情などは寄せられているのかお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 屋根へのパネル設置につきましては、議員ご指摘のような規制は現在ございません。

また、本市におきましては、今のところ設置されている再生可能エネルギー施設に伴います苦情や問題、そういったものは寄せられておらないのが現状であります。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） しかし、今後市として懸念されるという問題はあるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 確かに、設置される場所にもよるとは思うんですけども、そういった苦情なり、日常生活の中での問題が生ずる可能性も確かに発生するとは思いません。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 長野県伊那市ではガイドラインがつくられています。太陽光だけでなく、水力、風力、バイオマス発電など、今後再生可能エネルギーを普及していく上で野洲市でも問題は予想されると今おっしゃったので、そういう可能性がある中で早期にガイドラインをつくる必要があると考えますが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） ただいまのガイドラインの作成についてのご質問なんですが、太陽光発電等の再生可能エネルギーにつきましては、近年国によります固定買取制度などの積極的な支援策によりまして急速に普及しております。しかしながら、適正に普及を図るための法整備が進んでいないのが現状であります。その結果、震災によって被害を受けた太陽光システムによる感電の危険性、急斜面への太陽光システムの

設置によります土砂災害の危険性及び太陽光が反射して光害の発生などの問題が顕在化してまいりました。これらの問題への対応は、地方自治体によるガイドラインの制定による指導ではなく、国におきまして制度化して対応すべき、このように考えておりまして、市としてはそういったことにつきまして県を通じて国に働きかけていきたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 国が即つくってくれれば私こんな質問をしなくても済むんです。ちょっと見通しとしてまだ来年には国ができるというようなそんな見通しを持っておられて今の答弁をされたんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 見通しの件なんですけども、定かな見通しは持ってございませんけども、ただ、そういった法がなくても野洲市には環境基本条例、あるいは野洲市の環境を守り育てる条例を制定しておりますし、十二分とは言えませんが、そういった条例の中での指導の中で現在も対応しているところでございまして、当分の間当市の条例等で指導していきたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 伊那市のをしていますとそんなに大層なものではないと思います。太陽光設備の総量50キロワット以上のものとか、そういうようなものに対しての届け出をしていくという形でありますので、ですからやはり何らかのことを行政としてもつくって行って、計画書を出して行ってもらう。それで行政がきちっと情報として持ってもらうというのが必要。許可をすとか許可をしないとかいうふうなんじゃなくて、計画書なんですよね。行政が、市が許可すとかせんとかいうふうなものではないので、計画書を提出してもらうということで、そこでチェックをかけていくということになっておりますので、他のところでも、滋賀県内でもこの条例制定にはいろいろと今検討している自治体もあるということを聞いておりますので、ぜひ国でやってもらうのが当然ですけど、全国的な問題ですから、野洲市だけの問題ではないので当然だとは思いますが、しかし国がいつ制定するかわからないような状況であるならば、掌握を行政としてするというのがまず私は必要やというふうに思いますので、そういうことをしていただきたい、こういう形で再生可能エネルギーの発電設備の設置に関するガイドラインという形でフローチャートがつけられておりますので、多分インターネットで見たら見られる話であると思います。

同じやと思います。誰でも見られるようになっていきますので、ですからせめて野洲は野洲として届けてもらうという、計画書を出してもらうということが私は必要ではないかと思っていますので求めておきたいと思っています。

次に、市政評価についてを質問いたします。

2007年に初当選され8年、この8年間市政運営を見てみますと、利権や利害にくみすることなく、情報公開と市民参加の市政運営をされてきたと考えます。不明朗な駅前開発や土地売買などの経過も公表し、野洲病院への補助金の使途も明らかにされました。ガラス張りの市政運営を評価したいと思います。またT P P 反対県民会議や平和首長会議に参加するなど、これまでの保守市政には見られなかった側面もあり、また憲法、国保の広域化など政府の進める内容について、地方自治体の町として批判的な主張をされてきたということも評価をいたします。合併後、全市に充実した循環バスに対して廃止縮小の声も広がる中で、これまでの民間委託を直営に移行し、路線をふやし、集落を網羅し、サービスを充実してきたことや、分隊事業団を市直営に戻すなど、地方自治体の本旨にのっとり住民の安全、健康の保持を推し進められてきました。また、小中学校にクーラーの設置、全小学校の耐震改築の実施、全学童保育所の整備を行い、入所対象者を6年生にまで拡大、また待機児童をゼロにしましたし、祖父母と同居しても希望者は全員入所できるように改善をされてきました。これらは、市民の切実な要望に応えたもので、県下の中でも高い水準にあると考えます。利権にくみしない姿勢を進めてきた点、教育、福祉で前進させてきた点は評価できるものでありますが、市議会での議論においては、市長の意に反する意見や要望については頭から否定するがごとく状況が見受けられます。二元代表制のもと、市民、議員の多様な意見や要望は市長として受けとめ、誠実な議論が必要と思います。一層の精進を進めていきたいと考えます。

さて、市民病院に関しましては、基本設計予算が2度にわたり議会で否決されましたが、新病院の整備を願う市民の世論と運動により、再度基本設計予算を提出され、3月議会で可決され、多数の市民の願いに答えていただいています。来年度実施設計、30、31年で建設し、32年開設を目指して進めておられますが、まだまだ課題も多く、今後も市民、行政、市議会が一体で進めなければならない重要な時期と考えます。

以上、これまでの市政の評価、その上に立って、今後の新病院の早期整備など重要課題が山積をしております。山仲市長は市長の立場で引き続き見届けるつもりでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の市政評価に関するご質問にお答えいたします。

おおむね高い評価をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただ、ご質問の件に関しましては、現時点では全く未定でありますので、これをもってお答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いずれ発表をされると思うんですけども、病院の行方がかかっておりますので、いろいろと今出されているビラなどで市民の方が非常に心配をされておられます。やはり早期に病院の建設、新病院の耐震化できた新病院の建設というのが今市民の皆さんの願いです。また、地元医師会からも地元の医師会とそして中核的なこの病院、そして高度急性期の病院、これが3つがきちっとトライアングルで連携をすれば、きちっとした運営もできるということで財政的にも問題はないというような医師会の先生の話もありますので、ぜひきちっと本当に進めていっていただきたいと思いますので、以上、質問終わらせていただきます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第2号、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） おはようございます。第9番、東郷正明です。

今日は2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢化と地域活動について質問いたします。

戦後のベビーブームに生まれた団塊世代の人が75歳になる2025年から、いよいよ超高齢社会を迎えます。本市においても、現在5万人の人口を維持しながらも高齢化社会に向かっているのは確かです。野洲市の統計では、とりわけマンションが点在している駅前周辺とか、またそれと比べて旧中主で見ると比較的駅に近い比江ではまだほぼ現状維持で、旧中主庁舎のある西側や吉地では比較的新しい居住者が多く、子どもの出生率も高い。しかし、人口減少で見ると堤とかは特に大きく減少していますし、吉川でも平成24年から平成27年の短期間に50人ぐらいの方が減少しています。野田でもじわりじわり減少しているのがわかります。世帯数で見ると、そんなにも変化がないのですが、高齢化が進んでいるもとの減少と思われれます。

国では、地方創生でコンパクトシティー化が求められていますが、駅、役所、学校周辺では活性化が進みますが、その一方で町の中心街の地域では一層の過疎化が進むのではないかと思います。とりわけ、若い世代の人たちがふるさとを離れ、市外に転出されるの

ではないかと思われます。そうなるとますます高齢化が進み、過疎化が心配されます。

現在の人口異動で見ると、転入、転出にさほどの差はないのですが、今後においては過疎化対策が必要であり、対策が求められると思いますが、少子化対策と高齢化対策についての施策はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員の皆さん、改めておはようございます。

それでは、東郷議員の少子化対策、高齢化対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地方創生、あるいはコンパクトシティー化という観点でのご質問ということで私の方からお答えをさせていただきます。

まず、コンパクトシティー化につきましては、本市でも取り組みを進めております。この取り組みにつきましては、決して中心部の活性化のみを図るものではなく、市域全体に点在する集落との公共交通ネットワークを構築することにより、市域全体の活性化を図るものでございます。野洲に住みたい、あるいは行きたいと思えるようなまちづくりを進めることで少子化対策、あるいは高齢化対策につなげてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 高齢化対策と少子化対策は一体のものでありまして、今述べられていましたように人口減少を食いとめるにはやっぱり子育て世代、今言われましたけどもそういったことをしっかりやっていただきたいと思います。保育待機者ゼロとか子どもの医療費無料化とか給付型奨学金いろいろありますけども、そういったことをしっかりやっていただくことが人口流出、若い世代に住んでもらえるそういうのだと思いますし、またそういう取り組みに一層しっかり取り組んでいただきますようお願いします。

次に、高齢化社会になり、過疎化になるほど交通アクセス整備が求められています。しかし、現実的には過疎化が進めば近江バスでも運行本数が減ってきているのが現状です。一本遅れれば1時間以上次のバスが来ないというのが現状です。市では、コミュニティーバスも運行されていますが、高齢者は歩いて近江バス停留所からコミバス停留所に行くのも困難です。住みたいまち、住み続けたいまちにするため、交通利便性や公共施設のあり方が重要になると考えますが、どのように考えているのかお尋ねをします。この交通利便

性については太田議員も質問になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） そうしましたら、東郷議員の交通の利便性と公共施設のあり方についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年の3月にまち・ひと・しごと総合戦略というのを策定させていただきました。その中で、目指すべき将来像を実現するための戦略の中で、先ほども申し上げましたが、野洲に住みたい、行きたいと思えるまちづくりというのを基本目標にさせていただいております。その中で、具体的な取り組みを掲げさせていただいているんですけど、その中で、市内の公共交通の充実のためには、公共交通事業者との連携、あるいは協働、そしてコミュニティバスの路線の見直しなどによる利用しやすい環境整備が必要であるというふうに考えております。

また、公共施設のあり方については、今年度進めようとしております公共施設等総合管理計画、この中で方針を定めていくこととしておりますが、コンパクトで魅力と利便性の高い市街地の形成に合わせた整備が必要であると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 総合管理計画でしっかりやっていただきたいと思います。また、いろんな公共施設とかありますけども、今後コンパクトシティー化でそういう施設の統廃合とかもあるかと思いますが、そういう統廃合ではなく高齢者のために使うだとか子どものために使うだとか、そういう施設にするためにも使っていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今年定めようとしております公共施設等総合管理計画、これにつきましては27年度に一定の基礎調査的なところをさせていただいております。それを今後中長期に見て、あるいはもっと先を見て、野洲市にとってどのような施設配置がよいのかということも結論づけていきたいというふうに思っております。当然、その中には先ほどからご質問いただいております少子化対策、あるいは高齢化対策、これを見据えた中での施設配置というのは当然考えていくべきものと考えております。ただ、その中で必要な施設、あるいは費用対効果の関係で不必要になってくる施設というのもあるかと思いますが、その辺はこの計画の中で市民の皆さんのご意見を聞きながら進めてま

いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今費用対効果とか言われましたけども、やっぱり住みたいまち、住み続けたいまちにするためには、やっぱり費用対効果もそれも大事なんですけども、やっぱりそれをしっかり有効利用していただきたいと思います。

次に行きます。

自治体活動は基本的には自主的活動ですが、行政との連携や地域住民の暮らしには大きな役割を果たしています。また地域での運動会やグラウンドゴルフなどさまざまな取り組みが行われ、住民同士によるコミュニケーションが図られています。少なからず行政も自治会も双方の連携が重要であります。地域の役員も高齢化し、一例ですが、公園等の除草においても労力を要することから除草剤を散布されることもあるようですが、基本的には手や機械等で除草されるべきであります。特に子どもが遊ばれる公園などでは行政として自治会が管理する公園等の除草管理についてマニュアルを作成され、自治会へ周知徹底されるべきと思いますが、いかがでしょうか。マニュアル作成をされる考えはありますか。また、一步譲って除草剤を散布されるのであれば、どのような種類があり、散布した日から何日間で除草剤の影響がなくなり公園を使用してもいいのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 公園の管理についてお尋ねですのでお答えいたします。

まず、地域の住民の方々を中心にご利用いただいている公園につきましては、自治会において日常の維持管理をしていただいているということでございます。でございます、日常の管理の範疇でございますので、地域の実情に応じて対応していただいているということでございますから、市から管理マニュアル等をお示ししてということは今のところ考えておりません。

また、除草剤についてなんですけれども、除草剤は多くの種類の商品が市販されておまして、一般的には誰でも購入可能で、ご家庭でもお使いになっていると思われま。たくさん種類がございますので、どれがどうという説明はちょっとここではできませんが、それぞれ使用上の注意等が明記されておりますので、使われる方が確認をしていただいて安全対策をされているものというふうに認識しておりますので、何日間でというお答えについてはちょっと範囲が広過ぎてちょっとお答えできないということでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 公園管理については地域の実情ということをおっしゃいましたが、やっぱり今回ある自治会で公園に除草剤が散布されて、何も表示されてなかったんです。それで、草の感じを見たら絶対除草剤やってはるということがわかるんですけども、今回そういうことで表示をしてもらいました。その表示も僕は見に行ってみたら、小さい紙に薬剤散布しました、注意してくださいと書いてあったんです。それを見て、子どもさんがそれでわかるかどうかというのは僕わからへんと思うんです。それと、比江なんかもこれまで除草剤やられたこともあるんですけども、そういう場合はこの日に除草剤をしますので、この期間からどれだけは使用しないでくださいという自治会の会報とかを配布されてやっていた。これはやっぱり表示とかそういうのもまた地域に周知してもらうためにも、子どもさんにも大人にもわかるようにしていただきたいと思うんです。薬剤散布されました。注意してくださいというような小さい子ども、ほんまにこれわかると思いますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今申しましたように、適正にその使用の注意を明記していただくということが必要になりますので、お子さんにわかるようにもしていただくべきかと思えます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） しっかり自治会の方にもそういうことを伝えていただきますよう、よろしくお祈りします。基本的には自治会が管理されることなんですけども、やっぱり行政との連携が大事だと思いますので、よろしくお祈りします。

次の質問に入ります。

要支援1、2保険外しに対しての手だてについて質問します。

介護サービス総合支援事業は、これまでの全国一律の介護保険給付から、市町村の事業へと国の法令によって基準とサービス内容、報酬単価、利用料が決められていた要支援者のホームヘルプサービスの訪問介護と、デイサービスの通所介護が市町村の事業へと移行し、基準、内容、単価、利用料は各市町村でばらばらになります。具体化される中で、多くが実質29年4月から実施されます。しかし、事業費に上限を設け、NPOやボランティアの活用などで今より安い費用でサービスを提供することになり、サービスの低下を免

れません。

そこでお尋ねします。これまでの一律の基準からNPOやボランティアなど住民ボランティアが介護の担い手になるとされていますが、その担い手としてこれまで手を挙げられている方がおられるのか、わかりましたらその人数をお願いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、東郷議員のサービスの低下、またNPOやボランティアの関係でお聞きいただいておりますので答弁をさせていただきます。

野洲市におきましては、平成29年4月からの要支援1、2の人が利用する介護予防訪問事業、訪問介護、ホームヘルプサービスと、介護予防、通所介護、デイサービスの総合事業移行に向けまして、昨年度事業所へのヒアリングを行った結果から、現行の介護予防相当サービスでありますホームヘルプサービス、デイサービスにつきましては、現行の報酬単価を維持する方向で検討をしておるところでございます。

また、買い物の支援などを行うNPOやボランティア団体は市内に数カ所ございます。市では現在、このような活動団体の把握に努めているところでございます。今後、ボランティアやNPO、民間企業等、多様な主体の方々と協議をし、市民の生活を支援するサービスの創出に取り組むことにより、要支援者等の多様な生活支援ニーズへの対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） いろんな市民団体とかそういうのを把握に努めておられるということですけども、やっぱり今本当にそれだけの人が集まるのかどうか、家族もやっぱり介護、家族介護では介護者がいる家族は、またその介護されている方も介護に近い方がすぐおられるということを今全国の調査でも出ています。そういう中で、本当にボランティアやそういうことで十分な人を集めることができるのか、その辺はどのような見通しを持たれておりますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 健康福祉部辻村でございます。

ただいま申し上げましたように、今現在把握に努めているところでございまして、その結果に基づきまして今後もその創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 地域でもこの介護の問題だけではなく、地域の役員でも民生委員とか自治会の役員もかなり高齢化して、なかなか役員ですらなる人が少ないような状況の中で、やっぱり定年退職後も年金とかが満額ないことから65歳まで働かれる方とか、そういう方がふえておられて、ボランティアに参加する時間的な経済的な余裕のない人が多くなっています。そういう中で、安倍さんの進めるこの介護保険の多様な住民サービスへ移行して自立意識向上と高齢化の介護予防を一石三鳥でやろうとしているんですけども、住民主体のサービスをつくり出すことは本当に難しいと思います。野洲市は、やっぱりいろんな困難ありますけども、そういう人をしっかりとサポートしていただける方を募っていただきたい。また対応されていただきますようよろしくお願いします。

次に、国レベルではさらに要支援1、2について骨太の2015年では軽度の要介護1、2の介護サービスの総合事業への移行や、生活援助、福祉用具、住宅改修については保険給付からも市町村事業からも除外して、原則自己負担化まで検討を始めています。財務省は、福祉用具レンタルについては原則自己負担とし、保険給付の割合を大幅に引き下げるとしています。全国の要支援1から要介護2までの利用者約110万人が影響を受けることになります。福祉用具の利用が抑制されると転倒する人がふえ、骨折して寝たきりになる人がふえ、自立した行動も制限されれば、さらに重度化が進み、国は介護費用を下げたいのですが、結果的には介護費用が上がってしまうことになると思いますが、どのように思われますか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ただいまの介護費用につきましてご答弁させていただきます。

国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2015、経済再生なくして財政健全化なし、いわゆる骨太方針を踏まえまして、利用者負担のあり方、そして軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等やその他の給付について検討されているところでございますので、お答えできる段階ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国の進める施策ですけども、やっぱり今いろんな検討もされてい

ますが、さっきも言いましたように介護生活の援助を受けている人の独居の人が今全国で60%ぐらいといいますし、同居者がいても63%が要介護、要支援状態、入院や入所中、認知症という方もおられます。今格差が広がる中でデイサービスを使える人は限られています。生活援助が保険から外されれば要介護度が上がるのはやっぱり必然的になると思うんです。そうした国の施策なんやけども、やっぱり野洲市としての対応をしっかりと求めていきたいと思います。

さらには、国は利用者負担のあり方について、医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用することで金融資産の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みを検討することを明記しています。このことは、マイナンバーで国民の貯金等を把握することで負担増の手段にし、たとえ本人に所得がなくても配偶者が住民税課税であったりすると、介護保険施設、ショートステイの食費、部屋代補助が打ち切られ、利用者負担が大幅に引き上げられることになりかねません。これでは保険あって介護なしと言わざるを得ません。このような改悪の介護制度の見直しについて、どのような認識を持っておられるのか、国のこのような介護外しに対して地方自治体が住民の暮らしを守り、民意を反映させるのが行政の役割です。

そこでお尋ねします。高齢者の老後が安心して暮らせるよう、国の介護外しに対してどのような手立てをされるのか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 高齢者の老後が安心して暮らせるよう、ただいまおっしゃったとおりでございまして、介護が必要になったとしましても、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいることが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 地域包括ケアシステムは住民型参加で、これまで専門の人がやられた部分をNPOや住民団体も参加できるようになって包括的にケアをやっていくシステムなんですけども、やっぱりそれは安上がりの施策で、やっぱりこれまでの専門の方しかできない介護もありますし、そういったことから考えますと、やっぱり国に対してこういう介護保険制度の改悪に対してやっぱり国は撤回すべきと考えますけども、どのように考えますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 国におきましては、今後の高齢化の進展や負担能力に応じた負担、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から制度設計が議論されるものと今の現状では認識はしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今後検証したいですけれども、しっかり対応していただきますようよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午前10時35分とします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3号、第12番、山本剛議員。

山本議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

現在、社会問題となっているセルフネグレクトについて質問します。ネグレクトというと、子ども虐待における教育放棄を思い浮かべるかと思いますが、セルフネグレクトは以下のように定義づけられています。成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲、能力を喪失し、自己の健康、安全を損なうこと。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある。自己放任と呼ぶこともある。

セルフネグレクトというと耳慣れないかもしれませんが、セルフネグレクトが原因で起こるさまざまな結果についてはよく知られています。いわゆるごみ屋敷と呼ばれる状態の家もセルフネグレクトの結果であると言われていています。また、孤独死についてはおよそ2万人と言われていますが、このうち8割がセルフネグレクトの人と推定をされています。これは、緩やかな自殺というように言われる場合もあります。

セルフネグレクトの特徴としては、以下のようなことが上げられます。身体が不衛生になる。これは入浴しない等の結果です。食べる意欲もなくなり、必要な食事をとらない。不衛生な環境で生活する。先ほど申し上げましたごみ屋敷がそうです。医療や福祉のサー

ビスを拒否する。金銭の管理をしっかりと行わなくなる。家族や友人との交流をしなくなる。

また、日本社会は高齢化が進行していますが、団塊の世代が後期高齢者となる時期が2025年です。そのときには、後期高齢者が人口に占める割合が20%近くになると推計をされています。高齢者の中には1人で暮らしておられる方も多くおられますが、そういった人が認知症になり、それが進行するとセルフネグレクトになる可能性は極めて高いと言われています。また、高齢者に限らず、青年層でもひきこもり等からセルフネグレクトになるケースもあります。

セルフネグレクトになる場合、自分の意思による場合と認知症等で判断力が低下してなる場合があると言われています。

また、セルフネグレクトになる原因としては、以下のようなことが上げられます。家族、親族、地域、近隣等からの孤立。ライフイベント、これは就学、就職、結婚、出産、育児、退職、死等人生上の出来事なんですけども、ライフイベントによる生きる意欲の喪失、認知症、精神疾患、アルコール依存等による認知、判断力の低下、世間体、遠慮、気兼ねによる支援の拒否、サービスの多様化、複雑化による手続の難しさ、家族からの虐待による生きる意欲の喪失、家族を介護した後の喪失感や経済的困窮、介護者が高齢、あるいは何らかの障害を持っている場合、経済的困窮、ひきこもりからの移行、災害等の影響。

セルフネグレクトは決して遠いところの問題でもよその問題でもないと思います。野洲市においてもそういった人が存在すると考えますが、以下3点についてお尋ねをします。

まず1点目ですけれども、野洲市におけるセルフネグレクトの現状についてお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、山本議員の1点目の質問、野洲市におけるセルフネグレクトの現状についてのご質問にお答えをいたします。

セルフネグレクトについては、法律等で明確な定義はされておりませんが、通常の生活において行うべき行為を行わない、または行う能力がないことから、自己の安全や健康が脅かされることと理解しております。

こうした状態にある人は、身体や知的に障がいがある人や認知症のある高齢者なども含まれますが、そのほとんどは現行の社会保障制度による各種サービスの利用や家族等の介助等により、安全と健康を保持いただいているのが現状でございます。こうしたことから、セルフネグレクト状態にある人数につきましては正確には把握できません。

本市では、地域包括支援センター、市民生活相談課、地域生活支援室、健康推進課などで福祉、市民生活等の各種相談窓口を設置しており、こうした相談窓口で把握しており、適切な支援がなされていなかったことでセルフネグレクト状態にあったと想定される人数は総数で16人です。また、これらの人に対しては、保健、医療、福祉、就業支援、生活困窮等の支援機関が連携し、福祉サービス等を提供するなど、課題解決に向けた必要な支援を継続して行っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 現状についてお答えをいただきまして、把握しておられる人数が16人ということなんですけれども、これはやはり私は氷山の一角であるなというふうにも思いますし、このセルフネグレクトの場合、やはり把握がしにくい課題でもあるというふうに言われております。今言われたその16人の方は、きちんとした把握がなされ対応がされているということなんですけれども、その人数が氷山の一角であるというふうに認識をされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 先ほど申し上げました人数でございますけれども、これは先ほど冒頭に申し上げましたとおり自己の安全や健康が脅かされるということで人数を上げたものでございます。したがって、この手前におられる方というのは当然多数おられるということでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今お答えいただいた手前におられる方、いわゆる予備軍というような言い方もできるかと思うんですけれども、そういった部分についても私は非常に大切な見逃すべきでない方々ではないかなというふうに思っております。そういった方たちも含めまして、セルフネグレクトの現状について把握をしていかれる意思はお持ちであるかお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） セルフネグレクトの把握と申し上げますよりも、市の方ではいろんな専門的な相談支援機関がございます。また、総合相談窓口として市民生活相談課等もございます。こういったところから、その人が生活を営む上で困難な部分について、その人に対して支援をしていくということでございますので、相談支援を通じた中で

そういう状況にある方についてはその人に見合ったサービスを導入するなどによりまして、課題の解決を図っていこうというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） どんな課題でもそうなんですけれども、やはり現状を把握するということが私は非常に大事であるというふうに思いますし、この課題の場合、行政の窓口の職員さん等もそうなんですけれども、地元の自治会の役員さんでありますとか民生委員さんでありますとか、そういった方もこういった情報とといいますか、よくお持ちだと思えます。そういった方々の情報等もつかみながら現状把握に努めていっていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目の質問に移ります。

セルフネグレクトの予防、解決に向けた政策についてお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、ただいま質問いただきましたセルフネグレクトの予防、解決に向けた政策についてのご質問にお答えをいたします。

本市の相談支援ケースの実態を見ますと、親や配偶者などの死亡により単身となったことを契機といたしまして、生活意欲が低下し、セルフネグレクト状態になったケースが多く見られます。こうしたことから、セルフネグレクトについては孤立させないことが大切であると考えております。日ごろから地域との関わりを持つなど、社会参加を進めることが予防と解決につながるものと考えております。また、地域や社会との関わりを持つことで早期の発見と早期の対応につながり、重篤な状態となることを予防できるものと考えております。こうしたことから、地域でのネットワーク、地域力とでも申し上げるんでしょうか、この強化が重要な課題であると考えております。

なお、本市におきましては生活困窮者の相談支援事業を実施しておりますが、その対象につきまして生活困窮者自立支援法に定める生活困窮者だけではなく、社会的に孤立している人や社会参加が難しい人の生活再建支援も支援の対象とし、セーフティネットを強化しているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今お答えをいただきましたように、やはり孤立をしないということが非常に大切なことであるなというふうに私も思っておりますし、いろいろな資料を

見ましてもそのことが記載をされております。そういった部分でお答えいただいたように、社会、人とのつながり、それが重要である。それが無い人がセルフネグレクトになったり、なったりといますか、なりやすい、あるいは予備軍といったようなケースであるかなというふうに思います。そういった意味でいいますと、今お答えいただいたように孤立をさせない、地域力を活用する、そういったことで地域全体で孤立をさせないような社会をつくっていく、そういったことで今お答えいただいた政策を具体化して行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移っていきます。

今お答えいただいたように、孤立をさせないというようなことで具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） セルフネグレクト状態にある人への取り組みといたしましては、個々に課題と解決方法が異なります。こうしたことから、先ほど申し上げたとおり相談支援機能を基本とした取り組みにより、関係機関がケース会議等により連携を図り、課題を共有し、その解決に向けて根強く重層的な支援を行っているところでございます。

課題を解決していく中で、その課題がケースとして家事にある場合については、福祉制度等を活用したヘルパーの派遣とか、金銭管理がある場合については、市の社会福祉協議会事業でございます地域福祉権利擁護事業などの活用等をして生活の維持・改善につなげております。

先ほどのご質問の中で、特に地域との観点、地域のネットワークの強化、あるいは社会参加の促進といった視点でございますが、例えば高齢者について介護予防事業として自治会で実施をいただいております小地域ふれあいサロン事業、あるいは地域の認知症高齢者等の見守り、声かけを実践いただいております認知症サポーターの養成でございますとか、地域での防災力の強化を目的として自治会での自主的な取り組みをお願いしております災害時要援護者登録制度などについてもこの予防と解決に向けた取り組みに資するものと考えているところでございます。

また、こうした取り組みにつきましては、自治会や民生委員の皆様におかれまして、地域での見守り活動をいただいているところでございまして、また市の社会福祉協議会においても地域福祉の推進に向けた取り組みを進めていただいているところでございます。こうした皆様方の日々の活動が予防と解決につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今お答えをいただいたように、さまざまな取り組みをさせていただいているということなんですけれども、やはりきめ細かな対応というのが私は不可欠であるというふうに思いますし、先ほども申し上げたかと思うんですけれども、セルフネグレクトの方の場合、支援を断ったり、もう私は大丈夫なんや、僕は大丈夫なんやというようなことで断られるケースもあるんですね。客観的に見て大丈夫ではないようなケースであっても、本人さんが支援を断られるというようなそういったケースもございます。そういった場合、そのことを言葉どおりに受けとめて、いや、この方はもう支援が必要ないんだというふうにやめるのではなくて、やはり客観的に見て支援が必要であるという場合、本人がそのことを断られていても、根気強く継続的に接点を持っていく。先ほどおっしゃった孤立をさせないということを実体化していくということが必要なんだというふうに思いますけれども、そういった面で今より一歩進んだ取り組みが必要かと思っておりますけれども、そのあたりについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） こうした課題の解決にあたりまして、今現状の評価とさらなる取り組みという趣旨であったかと思っておりますが、お答えをさせていただきます。

こうした私どもの方で相談支援を最初に状態像がわかって、この課題に向けて解決をしていくにあたりまして、先ほどからお答えをさせていただいておりますとおり、単なるその相談窓口機関だけでなく、市の関係機関、本人と接点を持てる関係機関、あるいは地域の皆様方も場合によっては入っていただきながら、その方の支援に当たるということを基本としております。なかなかサービスが利用できないような状況にある方というのが山本議員おっしゃっていただいておりますとおり、非常に多いのも特徴になっておりますので、こういったことから、根強くいろんな角度で本人と接点を持ちながらその方の理解を求めるところで、あるいはサービスが使える、使っていただくための環境整備も含めて行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、やっぱり総合的に支援をしていくということが重要であろうかと思っております。今回お答えいただいたのは健康福祉部長にお答

えいただいたんですけども、決してこの課題ですね、健康福祉部にとどまるものでもないというふうにも思っております。先ほど申し上げましたように、その現状やっぴり見えにくいというような課題でもありますし、これから高齢者の方というのは先ほど申し上げましたように当然ふえていきます。それから今の社会状況の中で結婚しない、あるいは結婚したくてもできないというような若年層の方も多くおられる。そういった人たちが単身になっていく。先ほどお答えいただいたように単身になってセルフネグレクトになられたというケースが多いというふうにおっしゃったそのことが当てはまるわけですね。高齢者の方がふえていく。結婚したくてもできない青年層もふえていく。やがて歳もとっていくと。そういったことでいいますと、今後セルフネグレクトの方は減ることは私は恐らくないのではないかなというふうに思っております。そういったことからしまして、やはり先ほどお答えいただいたように、現状について具体的な数字については16人ということなんですけれども、予備軍の方についても把握をしていく必要もあろうかと思えますし、孤立をさせないということを一語キーワードといいますか、合言葉にしながら、野洲市としてはセルフネグレクトの方をつくらない、ふやさない、そういったような取り組みをしていただきたいということを願っております。今後、先ほど言いましたように決してよその問題でも遠いところの問題でもありません。野洲市においても現におられる、今後もふえていく可能性もあるということを通認識して共に取り組んでいけたらなというふうに思っております。

以上、私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第4号、第15番、矢野隆行議員。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。この5月定例会におきまして、私、大きく3点にわたって質問させていただきますので、どうか丁寧な回答をお願いいたします。

まずはじめに、若者の政策形成過程への参画についてお伺いさせていただきます。若者議会の開催、審議会等における若者の登用などについて伺いさせていただきます。

18歳選挙権が実現するこの夏の参議院選を前にいたしまして、若者の政治的関心を高める動きに注目が今日本全体で起こっております。少子高齢化が急速に進む日本の若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力が低下し、社会の沈滞化につながると考えられます。若者の政策形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感で

きるような取り組みを積極的に進めることが重要でございます。直近の国政選挙におきまして、60歳と20代で投票率に半分以上も開きがあり、若者の政治意識の低下が顕著にあらわれている状況でございます。昨年話題となりましたいわゆる大阪都構想の住民投票でも同様の開きが見られたところでございます。また、平成25年に内閣府が7カ国、いわゆる日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの満13歳から29歳までの若者を対象に実施しました意識調査におきまして、社会をよりよくするための社会問題に関与したいと思っている日本の若者の割合は4割強、私の参加により変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれないと思っている割合が約3割にとどまっており、いずれも日本がこのデータでいきますと最低となっているのが現状でございます。こうした結果、若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、若者が社会における影響力を実感しにくいためと考えられます。

本年2月9日に本部を決定されました子ども若者育成支援推進大綱におきまして、子ども若者育成支援実施や世代間合意が不可欠である分野の施策につきまして、子ども、若者の意識も積極的にかつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員会構成に配慮すると記されております。例えば、愛知県の新城市におきまして平成27年4月から新城市若者議会条例に基づきまして新城若者議会を開催し、若者の政治参画を促進しております。これにおきましては、市内に在住、在学及び在県している16歳から29歳から選考された若者20名が13回に及ぶ議会審議を経て市長に若者予算事業に関する答申書を提出しております。これを受けまして、平成27年、これは11月2日のことでございます。この内容を反映いたしまして、16年予算案は本年3月に市議会で可決され、16年度から実行に移される見込みであります。中身はちょっと割愛させていただきます。また、北海道の青少年健全育成審議会におきましては、平成27年度から若者枠18歳以上38歳以下で青少年の健全育成に関心のあるものを新設いたしまして、2名の委員を公募して選任しております。

一方、昨年度公明党へ大学生やNPO法人などで構成する日本若者協議会からの答申でありますけれども、自治体における若者議会の開催、審議会委員の若者層人員の拡充などが盛り込まれた政策要望を受けておりまして、最近の若者側のニーズも高まっていると今感じているところでございます。公明党といたしましても、この夏の参議院選におきまして重点施策の若者の政治参画を促進する内容を盛り込んでおります。

他の事例を紹介いたしますと、例えば隣の京都市におきまして、青少年モニター制度、

青少年が市政やまちづくりに参加する機会をふやしまして、社会への参加意識を高めるとともに、青少年の視点と意見を市政に反映させることによる施策の充実を図っております。具体的には、京都市内に在住、通学または勤務している13歳から30歳までの若者から青少年モニターを公募いたしまして、年4回程度アンケート方式による意見聴取を行っております。一方、山口県宇部市におきましても宇部市若者会議を持ちまして、学生などの若者がグループワークを通じましてまちづくりに対する提言をまとめ、市へプレゼンをすることをしております。同市におきましては、若者の視点や意見をまちづくりに生かそうと若者会議を14年度から実施しております。また一方、鳥取県鳥取市におきまして、鳥取市若者会議を持ちまして、若者の意見や提言を市政に十分反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを取り入れながら若者と協働によるまちづくりを進めていくため、鳥取市若者会議を設置しております。隣の福井県鯖江市におきましてもJK課をつくりまして、鯖江市役所JK課におきまして市民主役条例を制定するなど、市民参加による住民自治や新しいまちづくりを進めてきた鯖江市によりますと、実験的な市民協働推進プロジェクトの一つとして、平成26年度におきましては述べ79回にわたってまちづくり行動を行っております。

そこで、何点かお伺いさせていただきます。

1つ目といたしましては、この子ども若者育成支援推進大綱におきまして、子ども若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策につきまして、子どもや若者の意見を積極かつ適切に反映させるよう各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮すると記載されておりますけれども、これに対する認識の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、矢野議員の1点目のご質問でございます子ども若者育成支援推進大綱に掲げられております子ども・若者の意見反映についての認識と見解についてお答えをさせていただきます。

ここに書かれております子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策に、子ども、若者の意見を積極的かつ適切に反映する、そのことにつきまして必要なことと認識をいたしております。

市では、これまでも世代間合意が不可欠であると考えられる野洲市総合計画、平成19年に策定しておりますが、このときにも審議会の委員として学生や青年会議所のメンバーにも参画をいただいております。

また、今申し上げました野洲青年会議所、あるいは青年農業者クラブといった青年が主体となっている団体とは、まちづくりトークなどの広聴制度を利用いたしまして市政に関するご意見をいただいております。

今後も、子ども・若者育成支援施策や、あるいは世代間合意が不可欠であります分野の施策の子どもや若者の意見反映については配慮をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これまで実例というか、青年会議所等々で公聴会制度で行われておりますけれども、実例というか、今まで取り組んだそういった内容でもし実例があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 申しわけございません。今ちょっと手元に資料がございませんが、野洲青年会議所さん等が2回ほど市長との面談を行いまして、それでの意見交換をさせていただいております。

そこで、その意見交換を踏まえまして生まれてきたのがやすっこフェスタであったりの実施でございますので、効果としては大きなものがあつたというふうに考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 実感としてあるということなので、もっともっと進めていただきたい、こういった思いでございます。

2番目に入ります。先ほど例で挙げました京都市、また宇部、鳥取、鯖江等々挙げましたので、こういった実例に対する見解か、その辺ちょっと認識を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 先ほど矢野議員がおっしゃっていただきました京都市、宇部市、鳥取市、あるいは鯖江市の実例についての認識と見解についてお答えをさせていただきます。

他市の取り組みにつきましては、それぞれ必要に応じてここに掲げられておりますモニター制度、あるいは若者会議をされているものというふうに認識をしております。

先ほど申し上げましたように、野洲市でも広聴制度充実を図っていきたいと考えており

ますので、その中に参考とすべき事例がございましたら、参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 前向きな答弁でありありがとうございます。

3番目でお聞きしたかったのは、今の内容で、今後そういった形で若者たちの意見交換、青年会議所とあるんですが、他にも若者の意見を取り込む場所が必要だと思うんですけども、その辺の取り組みはどう考えておられるのか、そういったところを伺わせてもらいます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、今後の若者の政策形成過程への参画についてということでお伺いをいただきました。

先ほど申しあげました野洲青年会議所さんとの意見交換、これについてはまた機会があれば継続をさせていただきたいというふうに思っております。また、農業施策の分野においては青年農業者クラブの方とも意見交換を過去にさせていただいております。中主中学校の方で我が町プロジェクトということの取り組みも進めておりますので、そのような形で若者の方の政策形成過程への参画については今後市としても配慮をさせていただきたいというふうに考えておりますし、今回の先ほど矢野議員おっしゃっていただきました選挙権の選挙年齢の引き下げですね、これに伴いまして若者の姿勢がどのように関わっていくのかということも考慮しながら、今後若者の意見の取り込みについては考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 若者が野洲市をつくっていく、その中で若者が野洲市にずっと住んでいただけるそういったまちづくりに取り組んでいただきたい、こういった思いで確認させていただきました。

では2番目に行かせていただきます。ナンバー2で公務中に起きる事故に対する安心、安全なまちづくりについて伺わせていただきます。

脳脊髄液減少症につきましては前回私質問しておりまして、詳しいことは割愛させていただきます。

この脳脊髄液減少症につきましては治療方法があるため、基本的には治る病とされていきますけれども、現時点では研究段階にありまして、いまだに不明な部分が多いとされております。この治療におきましては、この4月から国の方で保険適用が始まっておりまして、少しは当事者におきましては負担が軽くなるのではないかと考えられております。しかし、こういった事故が本当に起きてはならない、こういった状況をつくってはならない、またこういった状況がいつ起きるかわからないのが現状であります。

公明党といたしまして、本年の4月に現地を視察に行きましたので、そういった点をちよつと説明させていただきます。

沖縄県のこれは西原町でございますけれども、この脳脊髄液減少症というのは平成28年の8月に現実起きてしまったわけでございます。当時、保険適用がないために、当事者は経済的負担を余儀なくされておりました。これを受けまして、西原町の職員さんがこれをどうにかして手助けができないだろうかと努力を重ね、町会議員、また町長、職員の協力のもとで西原町脳脊髄液減少医療費等の助成に関する条例をつくっております。これが平成27年の9月に施行されておりました、この事故の起きました平成25年8月1日からこれ適用されております。この条例の内容はまたネットで調べていただければしっかりと出てきますので、また見ていただきたいと思います。

そこで、本市におきましてこの事故に対する安心、安全は守られているのかという観点から何点か質問させていただきます。

まず1番目におきまして、本市におきまして公務中の事故につきまして、人身事故の場合、また物損事故の場合におきまして現行はどのように補償されているのか、こういった点をお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 矢野議員の公務中の事故の補償についてのご質問にお答えをさせていただきます。

職員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合には、職員の区分、正規職員、嘱託、臨時とこうありますけれども、そうした区分、あるいは勤務形態、就業場所に依りまして、地方公務員災害補償法であったり労働者災害補償保険法、また野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、このいずれかにより補償が行われることとなります。

その補償の内容につきましては、治療に係る費用を補償いたします療養補償、一定の障害が残った場合の障害補償、あるいは介護補償、万が一死亡というような場合につきまし

ては遺族補償などというのがございまして、いずれもその災害が公務に起因するということが認定される必要がございます。

職員が業務遂行上、第三者に生命あるいは身体を害するような場合、第三者の生命、身体を害した場合、職員の法律上の賠償責任が生じたときには、市が加入をいたしております全国市長会の市民総合賠償補償保険で対応いたします。

また、物損事故におきましても職員が業務遂行上第三者の財物を損壊した場合、当然職員に法律上の賠償責任が生じたときということになりますけれども、全国市長会の市民総合賠償補償保険というもので対応いたします。

また、公用車でございますが、これにおける事故があった場合、職員に法律上の賠償責任が生じたときということで、対人・対物とも市が加入をいたしております全国自治協会自動車損害共済、これにより対応いたします。

いずれの場合におきましても、職員の故意あるいは重大な過失があった場合につきましては保険適用がなされないため、当該職員に負担を求めるということになります。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） おおむねこれは補償されているという理解でよろしいでしょうか。といいますのは、特に物損事故の場合、その谷間がないのか、本人が故意であったのが故意でないのか、そういう谷間がないのか、ちょっとその辺確認を一度させていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） ただいまも申し上げましたように、当然その本人のこの法律上の損害賠償の責任ですね、それが生じた場合ということになりますので、その判断がされた、ボーダーラインというのはちょっとどこかで線が引かれるわけですから、本人の責任において負担をするか、それともこの保険の方で適用されるかということになります。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そのボーダーラインというのがこういった保険、職員さんにどのように周知されているのか。なぜそれを聞くのかというと、職員さんが安心して仕事ができる状況であるのかどうか、そういった点もう一度確認させていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） そのボーダーラインがどこになるのかというのは私どもで

は判断をいたしかねますし、当然それぞれが加入しております保険の中での認定されるかどうかということになると思います。

職員が安心してできるかどうかということでございますけれども、当然こうした保険等で補償をしておりますので、職務を遂行する上できちっとしていれば安心して対応ができるということになると思います。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今部長の方から安心して仕事をしていただける環境にあるということを確認しましたので、1番は終わらせていただきます。

2番目でございますけれども、保育園、幼稚園、小学校、中学校の人身事故、また物損事故等に対する現行はどのように補償されているのかお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 保育園、幼稚園、小学校、中学校の関係でございますけれども、こちらで発生した場合の市職員における事故、また第三者に対する人身事故なり物損事故についても、先ほど答弁をさせていただきました内容と同じ考え方で補償が行われることとなります。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、なぜ今回確認させていただくというのは、保育園が今回民間保育園ビデオカメラをつけまして保育園の園内で起きたことを後で見れるような状況ができる環境ができたわけでございますけれども、その職員でなしに園児が園内で預かっておる間に事故が起きた場合の対応とか、その辺はどのようになっているのか、その辺確認させていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） これもただいま申し上げましたような、施設の中でのということでございますか。

これは公共施設でございましたら、その中での市職員の事故というのは先ほど申し上げましたような内容になりますし、第三者に対してのものについても先ほど申し上げましたような形で補償がされるということになります。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、先ほど僕言ったように、ビデオカメラを今回

つけるという国の方針というのは、要するに職員さんが園児を見ておらない時間帯ってあると思うんです、たとえ1分か2分。子どもたち同士でぶつかったとか、その辺のところをどういうふうに確保というか、補償されているのか、そういった点をちょっと伺わせさせていただきたいと思って今回確認させていただくわけでございまして、今の答えにはちょっと対応できないじゃないかと思うんですけど。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 今、保育園とかそれ以外の施設内ということでございましたので、学校とか保育所の管理下で発生した児童・生徒等の災害につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療保険の定めに従って医療費等の費用を給付する仕組みとなっておりまして、それを適用させていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、僕、冒頭で脳脊髄液減少症というこういった突然起きるけがに対しまして、そのスポーツセンターによる保険はどの辺まで適用されているのか、その辺がちょっと見えないんで今回確認しておるわけでございまして、これは恐らく人身だけだと思うんです。だから、その辺の物損に対してどこまで線引きされているのか、その辺が不安なんでちょっと確認しておるわけでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員、これは質問ですか。

○15番（矢野隆行君） 質問です。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 矢野議員の、物損の部分ですね、につきましては、学校施設等の破損につきましては、原則としましては原因者負担による現状復旧を基本としておりますが、原因者が特定できるかどうか否かということもございまして、負担を求めることが妥当かどうか等を十分検討して判断をさせていただきます、適宜に対応しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今の答弁者で答弁の内容といたしましては物損した人が全面払えということになるわけですか。それをちょっと確認させていただきます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 今申し上げましたように、原因を原因者の方に特定できるかどうかというのを、負担を求めることができるかどうかを、それが妥当かどうかを検討い

たしまして、原因者に負担させるべきではないという場合は保険を適用しているということでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、故意に物損する者に対しては恐らくそれが適応できると思うんですけれども、夜に窓ガラス割ったりとかそういった現象の場合は、犯人が見つかればそれは当然だと思うんですけれども、やはり物というのは壊れるもので、例えば子どもたちが走っていてそこらの物をちょっと壊したとか、そういった場合はどうされるのか、その辺ちょっともう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 故意によるものではなく、不測の事故とか突発的な事故によるものにつきましては保険の方でできるだけ対応していきたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった形で前向きな、とりあえず保険適応の方で、故意でない限りはいくということによろしいですね。

先ほど申しましたように、保育園におきましては民間施設にビデオカメラで恐らく後で確認できるような状況、環境が生まれておると思うんですけれども、幼稚園におきまして、野洲市の幼稚園または保育園におきましては子どものどういうふうな対応をされていくのか、そういった点ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時26分 休憩）

（午前11時26分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 質問といたしますが、説明に関することになってしまうようでございますけれども、要するに先ほど冒頭にあるこういった事故が起きる可能性があるわけですよ。だから、そういったのがあることで民間保育園を先頭に、今回ビデオカメラの設置というのが前向きに考えられました。だから、そういった内容で、施設としてそういった見えないところをどうやって事故に対応していくのか、そういった考えについてちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

(午前 11 時 27 分 休憩)

(午前 11 時 28 分 再開)

○議長 (市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長 (遠藤伊久也君) 子どもたちの安全の確保ということで、保育園等々、それぞれにおきまして市の方針としまして今保育士の確保ということをしっかりやっていこうというようなことで対応いたしておりますので、子どもたちが安心して過ごせるそうした環境づくりをこれからもやっていこうと。今もそれに向けてやっているところでございます。

○議長 (市木一郎君) 矢野議員。

○15番 (矢野隆行君) 子どもたちの安心、安全な環境づくりに努力していただきたいと思います。

あと中学校での人身事故、物損事故の範囲内ですけれども、中学校になりますとクラブ活動が始まるわけでごさいますして、例えば遠征に行った道中、中学生におきましてそういった各保険適用はどのようになっているのか、その辺もちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長 (市木一郎君) 教育長。

○教育長 (川端敏男君) ただいま質問のありました遠征等で中学生がどこかへ出かけたときに事故に遭った、あるいはこれは人身事故の場合もあるし相手にけがをさせた、あるいは物損事故の場合もございすけれども、全て先ほど総務部長の方がお答えをいたしましたような形での補償はきちっとできるというふうに思っております。

○議長 (市木一郎君) 矢野議員。

○15番 (矢野隆行君) というか、中学生が遠征、中体連等々ありますので、安心して遠征に行けるという環境が整っているという理解でよろしいですね。

では、その辺は終わらせていただきます。

あと公共施設のコミセン、体育館、B G 体育館、温水プール等で起きた人身事故、物損事故に対する現行と補償について伺わせていただきます。

○議長 (市木一郎君) 総務部長。

○総務部長 (遠藤伊久也君) コミセン、体育館等の公共施設の関係でございすけれども、先ほどもちょっと答弁の中で触れさせていただきましたけれども、公共施設で発生した市

職員に係る事故、これにつきましても最初の質問の答弁でお答えをさせていただいた内容と同じ考え方で補償が行われることというふうになります。

いずれにしましても、発生場所にかかわらず、職員が受けた災害が公務に起因することが認定されましたら補償が行われるということでございます。また、職員が起因する第三者に対する人身事故あるいは物損事故につきましても、先ほど答弁申し上げましたような内容で補償が行われるということでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 全体的には公共施設、今回確認させていただきまして物損、人身事故におきましては職員が安心して仕事ができる環境が整っているという理解をさせていただきました。

4番からはこれは前にも質問しておりますので、ちょっと確認のためにもう一度質問させていただきます。

脳脊髄液減少症についての今回の、前回質問させていただいておりますけれども、これに対する認識について伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 前回、2月ですね、健康福祉部の方からお答えをさせていただいておりますが、同じようなお答えになりますけれども、脳脊髄液減少症については、この病気は交通事故あるいはスポーツ外傷等の後遺症などで脳脊髄液が漏れ続ける、減少することによりまして、頭痛あるいはめまい、吐き気などさまざまな症状が出現する疾患というふうに認識をいたしております。まだまだ一般社会での認知度が低いと、病気のつらさに加えまして周囲の理解が得られないということから、当事者は苦しい思いをしておられるというふうに考えております。

こうした中で、先ほども話がありましたように平成19年厚生労働省で脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究班が設置をされまして、判定及び診断基準が定められ、今年4月からこの治療に係る保険適用等の対策が講じられてきたというふうに認識をいたしております。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 認識していただいていることは本当にうれしい思いでございます。

5番、6番でございますけれども、僕そのときに教職員の教育についてどう周知してい

くのか、また保護者に対する周知はどうしていくのかとお伺いさせていただきました。その後どうなっているのか確認させていただきます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 脳脊髄液減少症の教職員への教育等につきましてでございます。

教職員への教育につきましては、外的な衝撃によって頭部を打ったときは必ず専門の医療機関を受診するとともに、その後の健康観察もしっかりするようにこれは引き続き徹底をしているところでございます。

教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深めるために、必要に応じまして教育委員会から学校に、また養護教諭から全体の教職員への指導と学習を進めまして、学校生活のさまざまな面で適切に対応できるように校長会、養護教諭部会等を通しまして今後も引き続きまして指導を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、保護者への周知徹底でございます。保護者の認知度と申しますか、それはまだまだ低いというふうに考えてございますので、学校保健委員会や保健だよりなどの発行時などの機会を捉えて、保護者にも引き続き啓発周知を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） なかなか保護者の方には認知度が低いので、その辺また努力していただきたい、こんな思いでございます。

7番目、確認の意味でこれはブラッドパッチ治療が大きな負担であるために、今回部長が先ほど紹介していただいた4月から保険適用がございまして、こういった点もまた周知していただきたい、こんな思いでございます。回答は要らないと思います。先ほどの答えでいいと思います。

次に移らせていただきます。3番目に被災者支援システム、これは私が平成23年の6月に確認させていただいております。

総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターが実施しております地方公共団体業務用プログラムライブラリーに兵庫県西宮市が開発しました被災者支援システム第1号として登録が既にされております。これはかなりのバージョンが今アップされている状況でございます。これによって、全国の地方公共団体が無償で同システムを簡単に入手でき、災害時の緊急対応の際の利活用が可能になっておる状況でございます。地震や台風な

どの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できる被災者支援システムを全国の地方公共団体に無償で公開、提供している状況であります。この本システムにおきましては、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発されたシステムを汎用ウェブシステムとしてリニューアルしたものでございます。災害発生時における行政の素早い対応が復旧、復興には不可欠でございます。被災時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、避難先、被災証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことがこれは重要であると認識しております。いま一度各自治体の導入に関する検討、準備状況を調査して、被災者支援システムの利活用に向けて積極的な取り組みが近々の備えであると考えております。

このシステムの特徴といたしましては次の点がございます。1つ目といたしまして、地方公共団体の立場で本当に必要な機能を全て含んでおる。震災の実体験の中、救済、復旧、復興業務に携わる職員自身が開発したシステムをベースに現在まで先ほども言ったように改良が進み、重ねてできている状況でございます。地方公共団体が救済、復旧、復興業務を遂行する上で重要な必要な機能を全て搭載しておりまして、実際に業務でも有効性を実証済みでございます。

2つ目といたしましては、GISと組み合わせることでさらに力を発揮します。被災者支援システムにGISを組み合わせることでさらに活用版を広げること您也可以。

3つ目といたしまして、地方公共団体汎用システムであること。このシステムは現在地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録しており、無償で利用していただくことができます。また、オープン警備システムとして開発しておりますので、ハード面での制約も少なく、安価にシステムを構築することができます。

次の点を伺わせていただきます。

この被災者支援システムについての認識と利用価値についての見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 矢野議員の被災者支援システムの利活用につきまして、1点目の認識等についてお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、災害発生時における行政の素早い復旧それから復興に役立つものと認識しておりまして、例えば避難所での被災者の把握、それから仮設住宅への入居管理、罹災証明の発行など被災者支援において有効であると認識しております。

本市におきましても、ご質問の西宮市が構築されましたこのシステムを導入いたしまして、現在運用準備中ということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今部長の答えを聞くと準備中ということで、ちょっと取り組みが遅いのではないかと感じますけれども、2番目の質問に入ります。

このシステムを導入している地方公共団体及び導入を検討している地方公共団体に当機構が講師を派遣して説明を実施することにもなっておりますけれども、こういった点の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 地方公共団体情報システム機構さんが導入された事例の講師派遣につきましては、システムの適正な運用を図るためには研修が必要と考えておりますので、講師の派遣についても必要性があれば検討いたします。

それから、きのう生活安全課と情報システム課、それと基幹系システムを運用しております業者さんと研修を行いまして、この被災者支援システムのプログラムについて研修をやっておりますので、おくれげながらといいますか、進めていきますのでよろしく願いします。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ようやく前向きな体制ができるように今感じました。

あと、5市におきます自治体のクラウドについてちょっと確認させていただきますけれども、自治体クラウドにおきましては近々さまざまな分野で活用が進んでおるクラウドコンピューティング技術電子自治体の基盤構築にも活用いたしまして、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることによりまして、情報システムにかかわる経費の削減や住民サービスの向上を図るものでございます。また、東日本大震災の経験も踏まえまして、堅牢なデータセンターを活用することで行政情報の保全、また災害、事故等の発生時の業務継続を確保する観点からも、この自治体クラウドを5市で今進めている状況の中でこれに対する関連ですね、こういう被災者支援システム、こういった状況の中での関連性をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 5市による自治体クラウドにつきましては、これは第一

義的には経費の削減と事務の効率化、こちらを目的としておりますので、災害支援システムと直接の関係はないんですけども、ただ、おっしゃいますように災害対策の施されましたデータセンターを利用することにより、災害に強い基幹系システムが構築できるということがございますので、災害の視点は入っているということになります。

それから、このようなことから、おうみ自治体クラウド協議会におきましてシステム構築事業者などとデータセンター事業者との間でおうみ自治体クラウド災害協定を締結いたしまして、災害時の事業継続を確保できるようにしております。情報システム機器がお互いの情報システムを補完できますので、どこかのまちが被災した場合には、それ以外の市の情報システムで被災したまちの情報システムが稼働できるというようなことがございますし、全部が被災した場合におきましてもデータセンターにおいて情報システムが稼働できるようなことになっておりますので、災害対策についても視点を持っております。

被災者支援システムにつきましても、同様に使用できるように今協議を進めようとしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今ようやく重い腰が上がったような報告をいただきました。僕は平成23年度にこういったシステムを導入することで確認しておりまして、もう既に何年か経っておるわけでございますけれども、本市にこれが導入できなかった何か原因があるんでしょうか。それと、どういった原因で今になったのか、その辺ちょっと確認させていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 先ほどご質問の中でおっしゃいましたが、今バージョン7になっているんですけど、やっぱり出初めのころというのはどのような内容でどこまで網羅しているかというところがちょっとわかりませんでしたので、内容を確認しながら、あと基幹系の入れ替え等々のタイミングもありましたので、そちらと合わすような形でさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） いつ災害が起きるかわかりませんので、早々の取り組みをようやく始めていただきまして、しっかりとした取り組みをしていただくことを要望いたしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後1時とします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第15番、矢野隆行議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。一部訂正をお願いしたいと思っております。ナンバー2、公務中に起きる事故に対する安心・安全についての中の条文の沖縄県西原市ではこの事故が平成25年8月に起きたというところを、本会議でこの事故が平成28年8月と申し上げましたので、文書のとり25年8月に起きたということで訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 続いて、市民部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 先ほど矢野議員の被災者支援システムのご質問に対しまして、答えが一部不足している部分がありましたので補足させていただきます。

支援のシステムの導入の経過なんですけど、お尋ねになっていた平成23年当時はこのシステムはバージョン2でございまして、市のネットワークシステムをそのまま利用できないものでございましたので、そのことを当時確認いたしまして、導入を見送っていたということでございます。バージョンが上がりましたのと、それと平成26年に私どもの基幹系システムを入れ替えたとき、災害時における基幹系システム業務継続に関する協定、これを締結いたしまして導入いたしましたもので、既に26年3月導入しておりますので、そのときから使用可能となっていると、こういうことでございます。

また、先ほどの研修6月1日開催と申しましたが、これは5月18日の誤りでございまして、訂正させていただきます。また今後ともこのような研修していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第5号、第3番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 第3番、稲垣でございます。

質問を始めさせていただきます。

公共施設における遊具の老朽化対応についてお伺いいたします。他自治体で公園の遊具の老朽化による事故が見受けられます。管理、メンテナンス状況についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、稲垣議員の公共施設における遊具の老朽化対応についての1点目でございますが、公園の遊具の管理、メンテナンス状況についてお答えをいたします。

市が管理しております公園のうち、遊具やベンチなどを設置している施設につきましては、都市公園と地域ふれあい広場で101施設、児童遊園と草の根広場で62施設、農村公園が8施設でございます。これらの公園にございます遊具等の管理状況につきましては、毎年度1回定期点検業務を実施してございまして、利用者の安全が確保されているかの状況確認を行っているところでございます。

この点検結果に基づきまして、改善すべき優先度合いが高いものから順次修繕している他、速やかな対応が必要なものにつきましては即時使用を禁止し、緊急修繕をするなど、適正な維持管理に努めているところでございます。さらに、各自治会から公園の遊具等の故障や老朽化の報告等をいただいた場合におきましても、現地確認の後、状況に応じて対応をさせていただきます。利用者の安全確保に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） メンテナンスの委託先、概要、予算額についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、メンテナンスの委託先等、また点検方法等について答弁させていただきます。

点検につきましては、各公園を一括して発注してございまして、施設利用者が安全に利用できることを目的としまして、先ほども申し上げましたが毎年度1回専門業者の方に委託をしているというような状況でございます。

昨年度、27年度におきましては、受託業者としまして有限会社近江港湾施設に業務の方を発注しております。

点検要領につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針

に基づきましてそれぞれ実施をしております、各遊具等についての個別調査を実施しまして、機能安全に関する総合判定を4段階、AからDの4段階に区分をしまして修繕の必要についての判定を行っているというようなところでございます。

また、業務の完了につきましては、報告書という形で各課管理する公園ごとに仕分けをしていただきまして、現況写真とともに提出をしていただいております、修繕が必要な箇所については修繕工事に係る参考見積書の提出もいただいております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 年1回ということで、それで十分でしょうか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 点検につきましては、先ほどの回答の中でも申し上げましたが基本的に定期点検という形で現在のところ年1回と、遊具等の点検業務を委ねているというところでございますけども、その他随時各自治会より不具合がある箇所の連絡をいただいているという状況でもございますので、こういったところも踏まえましてさらなる利用者の安全確保をするためにも、今後は各自治会に対しまして定期的といわずに日常点検的な部分で目視点検で結構ですので点検の方をお願いしたいと、このようにお願いしようと考えてございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 実際、この手の問題というのは誰かがけがをしてから、そうそう私も思っていたみたいな感じになることが多いと思うんですが、施設内に意見箱等設置してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 意見箱の設置につきましては、特に考えてはございませんけども、例えば市のホームページ等に掲載をさせていただいているんですけども、園内の遊具等が破損した場合にどのようにしたらいいとか、そのようなことでホームページの方に掲載はさせていただいておりますので、もしそういった意見がございましたら市長への手紙等利用していただきまして、こちらの方に連絡をいただくと。それと直接担当課の方にも連絡をいただければ早急に対応ができるかなと、このように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 実際、危ないと思ってもわざわざ市役所へ通報するかなと思うんですが、その辺部長の見解はどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 過去の遊具に関する事故でございますけれども、市が管理しております公園におきまして遊具の劣化とか老朽化に起因する事故等の事例はございません。今のところ現在ございませんので、今後この主に年1回の定期点検を主としまして、必要がある箇所については修繕をやっていききたいと、このように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時11分 休憩）

（午後1時11分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 次に移ります。

小中学校における遊具の管理、メンテナンス状況についてお伺ひいたします。先のと様様に概要と予算額についてもお知らせいただければ幸いです。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 問いは小中学校でございますけれども、遊具は小学校ということでございますので、メンテナンス状況についてお答えをします。

市内の小中学校の遊具等につきましては、事故を未然に防ぎ、安全に利用できるよう各学校において日常管理をいただいているところでございます。しかしながら、先ほど小山部長もありましたが、小学校につきましても毎年1回適正な維持管理をすることを目的に、専門業者へ点検業務を委託しております。

その点検の内容でございますけれども、まず機能、安全性に関する総合評定ということで4段階、それから塗装状態の判定で3段階で点検をいただいているところであります。その点検結果に基づきまして修繕等が必要な場合がございますら行っているところであります。

また、学校から不具合等の報告がありましたら、担当職員が現状を確認いたしまして、危険な場所は、また危険な場合は使用禁止の措置を行い、速やかに修繕等の対応を行って

いるところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今概要と予算額も聞いたんですが、その点どうでしょうか。独自に教育部の方で予算組まれていると思うんですが、わかりますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 28年度の予算でよろしいでしょうか。28年度は委託予算が78万5,160円。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では最後なんですけど、終わりの会等で児童から定期的に報告を受ける体制があればいいかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 検討してまいります。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 次に移ります。

保育園、幼稚園における遊具メンテナンス状況について、同じく予算額等含めて回答を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 保育園、幼稚園の遊具のメンテナンスにつきましても毎年1回の業者による遊具の安全点検を行い、点検結果に基づき必要な修繕等を行っております。また、園から不具合等の報告があれば、担当職員が現状を確認し、危険な場合は使用禁止の措置を行いまして、速やかに修繕等の対応を行っておるところでございます。

それと、点検の内容でございますけれども、機能、安全に関する総合的な判定ということで4段階、そして塗装状態の判定ということで3段階での点検をいただいております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次の質問に移ります。

食育についてお伺いいたします。

朝ご飯と学力は密接なかかわりがあると言われており、そのためには食事の大切さを子どもたちが学び、保護者を交えた食事は欠かせません。この件につき、本市の状況をお伺

いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、稲垣議員の食育につきまして、1点目の本市の状況でございますけれども、小中学校におきましては担任による授業だけではなく、栄養教諭や学校栄養職員によります食育の授業も積極的に行い、計画的に食に関する指導を行っているところでございます。

P T A活動の一環としまして、給食の試食会や食に関する研修会を開催し、保護者を対象に食育についての啓発を行っております。

給食センターでの取り組みですが、市内小中学校にみそ汁レシピや一食分の献立、家庭からも献立を募集してまして、その中から実際に給食をつくって提供をしている場合もございます。夏休みには、小学生とその保護者対象に料理教室を実施しましてし、親子で食に関心を持ってもらえるよう取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 子どもと保護者で料理教室等をされているということもあったんですが、イベント的なもので終わっていないかどうかそれがちょっと心配なんです、この食育のカリキュラムの成果としては教育長の見解はいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 食育の成果といいたまいますか、これは前回、前々回でしたでしょうか、お答えをさせていただいておりますけれども、残食が少し減ってきているとか、そういったこともございますし、また今申し上げましたようにレシピをつくりまして子どもたちから献立の募集をします。そして、その中で優秀なものにつきましては実際に給食センターで調理をしていただいて、子どもたちに提供するといったような取り組みも進めております。

ちなみに、昨年度になりますけれども、県での給食献立の募集がございましたんですが、そのときはたしか野洲中学校の生徒が県で優秀賞をとったというそういったこともございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 本市の栄養教諭、それにかわる専門職の配置状況についてお伺い

いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市では、学校給食センターに県費で栄養教諭が1名、それから学校栄養職員が1名配置をされております。他に市費ですけれども、市費で栄養教諭1名を配置しているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ちなみに、夏休みはどのようなことを先生方されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 栄養教諭のことでしょうか。もちろん、夏休みも今申し上げましたように親子ふれあい料理教室等を開催したりとか、あるいは2学期からの給食についての献立の作成とか、そういったいろんな業務がございまして、そういったことに取り組んでいただいているところです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 次に移ります。

本市の給食費の未納率について、過年度を含めお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市の給食費の未納率でございますが、平成27年度は未納率は2.58%でございます。ちなみに、平成26年度の未納率は2.68%でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 児童が卒業後の給食費の滞留債権というのは大体、もしわかるようであれば教えていただきたいんですが、お伺いできますか。給食費の貸し倒れといったらおかしいですけど、そのあたりについてはどのような状況か、わかる範囲で結構なのでお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） はっきりした数は今わかりかねているんですけれども、小学校を卒業して、それから中学校へ進学しても滞納している方もおいでになります。ちょっと数は今わかりませんし金額もわかりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に移ります。

本市の小中学校における食育の今後の方向性について、新しい取り組みを含めお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 食育に限らず、教育は継続性が非常に大事でございますので、現在行っております毎月19日でございますけれども、食育の日と名づけて、地元の食材とかあるいは郷土料理を取り入れた献立の実施、さらには児童・生徒向けの資料の作成、これは子どもたちが実際学校で見たりする資料でございます。あるいは給食だより、これは保護者への啓発の資料になりますけれども、そういったものの取り組みをしております。

それから、先ほども申しましたけれども、各学校に対しまして栄養教諭、それから栄養職員が出向きまして授業を行っておりますけれども、今年度から全ての中学校1年生を対象に食育の授業を展開していきたいと、そんな計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 提案なんですけど、一シーズンに1回でもいいんですが、調理実習でつくったものを給食に一品でも入れたらどうかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 調理実習でつくったものを入れたらどうかということなんですけれども、それよりも、先ほど申し上げましたように小中学生には献立、こういうものを使って郷土料理を使って献立をつくって下さいとかいったような募集をしておりますので、その募集で上がってきたものの中から、ああこれは給食で提供した方がいいだろうなというようなものは給食センターで実際に調理をして提供できると思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 自分たちでつくったものも出してもおもしろいかなと思うので、一度ご検討いただけたらと思います。答弁お願いできますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 衛生管理上、非常に難しい問題がございますので、提案は提案としてはお聞きしておきますけれども、実際提供するというのは非常に難しいことかなと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

では3番目の質問に移ります。

野洲市学習支援、Y a S c h o o l 事業についてお伺いいたします。

野洲市学習支援Y a S c h o o l 事業の平成27年度実施を振り返り、評価すべき実績点、当初の目的に対して至らなかった努力を要する点を含め、所見報告をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 稲垣議員の野洲市学習支援Y a S c h o o l 事業についてのご質問にお答えいたします。

学習支援事業につきましては、野洲市内に在住する生活困窮世帯の小中学生35人の登録があり、1年間48回の開催で延べ769人の参加実績となりました。自主学习を中心に、学力に合わせて個別指導を行う他、社会人である学習ボランティアがそれぞれの職業について話をする社会人講話を行うなど、将来の職業観の醸成にも努めています。実績の一つとして、中学3年生8人が高校受験をいたしまして、全員志望校に合格しております。

また、勉強だけでなく、居場所支援として調理実習やゲームなどのお楽しみ会を3回開催し、ボランティアとの交流を図り親睦を深めました。

また、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、地域ボランティアによる「おにぎり隊」が、野洲市青年農業者クラブから寄附されたお米で毎回おにぎり等を用意するなど、地域住民も一体となって事業を支える体制ができました。

課題といたしましては、離婚等の原因によりさまざまな課題のある家庭において、学習習慣を身につける環境になく、基礎学力が非常に厳しい子どもが多いため、一人ひとりに個別指導が必要となるものの、学習ボランティアの人数が足りないということでございます。これにつきましては、ボランティア1人当たりには支払う経費を増額するなどして、各方面に協力を求めてボランティア確保に努めていきます。

なお、課題のある子どもの対応について、中学校に対し情報を伝えるだけで終わっていたのですが、28年度は教育委員会の協力を得まして、スクールソーシャルワーカーを学

習支援の場に派遣していただくことになりましたので、中学校とのきめ細やかな情報共有が可能となり、教育現場との連携の充実につながると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今のことでちょっと何点かお伺いしたいんですが、ご指摘のボランティアですが、採用基準とかは特にございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 特に採用基準としては設けておりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では、どういった方が多いのかお伺いできますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） この事業は、学習指導の分はNPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわこあおぞら会に委託しておりまして、この中でボランティアの確保もお願いしていただいています。たとえば言うならば、法律家の先生、それから建築士、塾の講師の方、会社員など、それから大学生のボランティアさんなどなどの人たちでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。Y a S c h o o lで成果が今回出たとして、平成29年の3月以降は予定あるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 来年度のことということですね。基本的には継続は考えてございますが、予算等の縛りもありますので、それはまたということになります。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今毎週水曜日だけされているということなんですが、その曜日をふやすというのまでは考えていらっしゃいませんか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 当然、今のところ35人の子どもたちということですので、今のところは回れているんですが、今後先ほど申しました課題のある子どもたちがどんどんふえてくるということになれば場所が不足することも考えられますが、具体的に何曜日をふやすとか場所をふやすとかいうところまでは今のところはまだ未定でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今最初に困窮世帯の子に限定しているというお話があったんですが、ボランティアの数に余裕が出たらということもあると思うんですが、希望するならば他の困窮世帯以外も視野に入れていってはどうかと提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） この事業は、もともと貧困の連鎖を断ち切るためという大前提がございますので、こういう対象になってございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

あと、Y a S c h o o l で今回中学3年生が8人志望校合格したとのことなんです、困窮世帯ということで、金銭面においてもきちんと高校へ進学等までは視野には大丈夫そんな感じですか。その点、把握されていらっしゃるようでしたら伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） それについては問題ないやに聞いています。

それと、先ほど29年のことをおっしゃいましたけれども、27、28、29の3年間は水曜日のみのもつりでおりますので、ちょっと申し添えます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） あと、ボランティアの費用負担増額とありましたが、具体的にちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今までは本当に交通費のみの支給やったんですけれども、もう少し金銭面でちょっと単価まではちょっとあれですけれども、支払えるようにしています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） その金額はお聞きしてもよろしいのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） ちょっと済みません。今手元にないので、またお知らせいたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。ご丁寧にいろいろとお知らせいただき

て、つくっていただいた方に大変ありがとうございます。

では次、4番の質問に移ります。

中学校教員の部活動顧問の担当についてお伺いいたします。

中学校の教員が部活動指導に従事する時間は勤務日の場合は最も多くの時間が費やされている授業に次いで多く、また勤務負担の増大の大きな要因となり、教員の生活環境に与える影響も大きくなっています。しかしながら、どの部活動を負うかによって教員の負担は大きく異なることから、教員間に負担の差が大きくなることが想定されます。よって、発言力の差や不公平感がなく、部活動顧問が選定されるべきであると考えますが、本市中学校における部活動顧問の選定に至る過程についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、中学校教員の部活動顧問の担当につきまして、1点目の部活動顧問の選定に至る過程につきましてお答えをさせていただきます。

本市3中学校におきましては、年度末から年度当初にかけまして校内での所属学年、それから学校ではいろんな仕事がございますので、その校務分掌等の希望調査と合わせまして、部活動の顧問希望を教員に調査をいたします。その結果に基づきまして、管理職が校務分掌の部活担当者と相談をいたしまして部活動顧問原案を作成いたします。その案を企画準備委員会、職員会議で協議し、決定となります。

部活動の顧問原案は、教員の希望、部活顧問としての生徒とのつながり、顧問配置の状況、これは教職員が異動することになりますので、そういった顧問が欠員となるとか、あるいは教員の環境、例えば体調が悪いとか、あるいは妊娠をしておられるとかいうふうなことがございます。あるいは育児休業の場合もございます。そういったことを考慮して決定をしております。

原案段階で各校に存在する部活動の顧問に適任者や希望者がおられない場合は、校内の状況を考慮して、候補者に理解を得て顧問となつていただく、そういう形をとっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次、2番に移ります。

一部の顧問が合理的理由がなく負担の少ない部活動を長年にわたり担当している事案は

ないと考えてよろしいでしょうか、お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そのようなことはありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では、ちょっと幾つか質問していきたいんですが、新任の先生は若い独身という条件で割と文化部ではなく運動部に選出されやすい傾向があったり、年配、既婚の教員が文化部に選出されやすい傾向というのは特にないでしょうか、お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほどお答えをしましたように、それぞれの先生方の希望をとりますので、今議員がおっしゃっているようなことはないというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 希望をとっているということなんですが、この状況で、ないと断言するのはちょっとまだ早いのかなと僕なんかは思うんですが、現場の先生にアンケートをとるというのは大事なことだと思うんですが、普通一般的な会社等で社内でアンケートがあっても本当の本音をそこでやはり記名では書けるはずもなく、やはり無記名にして学校では開封しない等配慮があつて部活動顧問を選定していくというような繊細な課題が必要だと思うんです。

近年、部活動顧問の負担が余りにも重過ぎるということで、署名等も上がっていますし、社会的な問題にもなりつつあると思いますので、その辺で公平性ということで検討していただいてはいかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） このことにつきましては何度も申し上げますけれども、私はそういうふうはないというふうに思っておりますので、公平性は確保されていると、そのように考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

それでは次、5番目の質問に移ります。

野洲市選挙管理委員会による投票所の削減案について他お伺いたします。

1番、私は全ての有権者は徒歩で行ける範囲で投票所が設置される必要があると思いま

す。普通選挙における選挙権を保障するためには、交通手段を持たない交通弱者や高齢者でも徒歩で選挙に行ける距離に投票所を設置すべきであると考えます。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 稲垣議員の質問にお答えいたします。

徒歩で選挙に行ける距離に投票所を設置すべきとのことをございますけれども、これは昨年11月20日の全員協議会において具体的な投票所の再編計画を説明させていただいたところをございます。その際にご質問をいただいていると認識しておりますけれども、他の議員からのご質問でお答えをいたしましたように、単純に距離が離れるわけをございますので、それをもって投票所に行かないという方が出てくるということはないということとは言えないというふうに思っております。もちろん、投票所がより近くにある方が行きやすいということは認識をいたしております。だからといたしまして、高齢者等全ての人が投票所に徒歩で行けるようにということ、例えば全ての自治会に投票所を置くなどということは困難をございますし、また大規模、あるいは中規模の自治会ですと、そこでも既にもうそれでも徒歩でも行けないということもございます。結局のところ、一定まとまった単位で投票所を設置するということはやむを得ないというふうに考えているところをございます。

今回の見直しでは、市内全体を見回しまして、学区や地域のバランス、適切な投票所施設的环境等を考慮いたしまして、結果として25の投票区に落ち着いているところをございます。

以上をございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ちょっと単純に教えていただきたいんですけど、今回答弁要求者、委員長を要求させていただいたんですが、書記長になった理由は教えていただけますか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 委員長から私の方に答弁の委任を受けましたので、私の方で書記長ということでお答えをさせていただいております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ちょっと大事なことでお聞きしたいんですけど、じゃあ委員長判断ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） はい、選挙管理委員会としての答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、私は単純に委員長判断ということでちょっとお伺いしたかったんですが。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） はい、選挙管理委員会の委員長から委任を受けております。ですので、この答弁については委員長から了解をいただいた上で答弁をさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に移ります。

本市では、今年夏の参議院選挙から投票所を整理統合し、削減する予定にしています。今回の投票所削減に際して前項の距離要件は検討されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 距離の要件の検討についてでございますけれども、先ほど申し上げました平成27年10月の全員協議会におきまして、選挙管理委員会で検討した投票区見直し基本方針を説明させていただいたところでございます。その中で、投票所までの距離は半径1.5キロメートル以下を基準としておりまして、総務省が示しております基準内に設定しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 基準内ということなんですが、1.5キロというと、お年寄りの方に関してはかなり、お年寄りの方が1.5キロから通うというのはちょっとしんどいのではないかと思うんですが、その点、見解をお伺いできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 1.5キロがしんどいのではないかということなんですけれども、1.5がしんどいのか1キロでもしんどいのか、そこらあたりは個人個人でも差があるところだと思っております。ですので、一定の基準ということで先ほど申しました総務省の基準よりも短い1.5キロということで設定をさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に移ります。

投票所の施設整備の不備はむしろ解決すべき課題であると思います。つまり、投票所となる地区の集会所は地区のコミュニティーの拠点であり、地区振興の拠点であります。また災害時の避難所としても利用される防災のかなめとなる拠点だと考えます。施設整備の不備を行政が指摘するのではなく、改善、修繕のために地区と一緒に整備に取り組むべきものであると考えますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 選挙管理委員会では、投票所を決定する際に適切な施設を選択いたしまして、より投票がしやすい環境を提供するように努めているところでございます。そもそも、投票所は現有の施設を借用いたしまして、あるいは市の施設を利用いたしまして設置をしているものでございまして、施設本来のバリアフリー化、あるいはまた防災拠点としての施設の修繕等ということにつきましては、選挙管理委員会で申し上げる範疇を超えるものであるというふうに考えておりますので、選挙管理委員会で検討する事項ではないというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 本市においても、選挙における投票率が年々低下する中、投票所の削減は投票率低下に拍車をかけることになると思います。選挙執行経費の削減も確かに重要ではありますが、選挙は近代民主主義成立以来の根幹であり、必要性のある相当支出であり、慎重に行動すべきであると考えます。特に、国政や県政の選挙は100%市の負担になるわけではなく、今回の見直しに関して投票所の削減案の再検討を要請しますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） まずもって、投票所の再編でございますけれども、これは2月9日に選挙管理委員会におきまして既に決定された事項でございます。案ではございません。ですので、この検討するとかしないというような段階は既にもう終わっておりますので、決定事項でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

選挙の立会人についてお伺いたします。

立会人については町内会長や区長、民生児童委員など地域の顔役に選任範囲を絞られていることが見受けられます。複数人置かれる選挙立会人の一部は直接公募の一般市民でよいと考えます。むしろ、選挙に関心を持っていただくため、積極的に役割を担ってもらうべきではないかと思いますが、お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 選挙当日の投票立会人でございますけれども、公職選挙法によりまして当該投票区の選挙人名簿に登録されている必要がございます。また、選挙は短期間に多くの事務を正確に行わなければなりません。人材確保という面で公募という不確定要素の強い事務を選択するよりも、確実に人材を確保できる自治会長への推薦依頼という方法をとっておるところでございます。

選挙の関心ということをおっしゃいましたけれども、これは立会人の選定につきましては選挙の関心を高めるということで立会人を選ぶということは本来の目的ではないというふうに考えておりますし、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことが目的でございますので、むしろ地域で一定の信頼を受けられておられる方に立会人になっていただく方がよいというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では6番の質問に移ります。

議会閉会中の市長各部局に対する文書質問に対する回答についてお伺いたします。

一般質問は各議員が有する発言権であります。質問を会期中に一般質問という形で行われます。しかし、議会は原則年4回しか開かれない上、野洲市議会では一般質問の時間が30分と制約しているため、質問したいことがあっても全てができない状況であります。例えば、議会閉会中に質問がある際、口頭ではなく文書により手交した際、文書により回答していただけるかどうかをお伺いたします。

この件につきましては、通告後の補足説明で先日政策調整部長の方に伝えましたが、これはこの目的は政策提言等の文書手交ではなく、事実内容の確認等に限定した手交によるものですので、その点踏まえてご回答お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時45分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の議会閉会中の文書による質問についての回答についてですけれども、野洲の今の仕組みは全部公開していますから、先ほど野並議員も評価いただきましたように隠さない、ごまかさない趣旨です。だから、市民からの市長へのお手紙と同じことで、議員としても出していただいて、私全然問題ないと思います。

ただ、全議員が多分皆さん市民だと私思っているんですけども、中に違う方もいるかどうか、それはどうかと思います、市民だと思いますが、市民ではあるけれども市民の代表であって、地方自治法でよく言われている二元代表制で、二元というのは首長と議会という、いわゆる機関ですね、ファンクションなんですね。だから、一般の市民の方とは違う役割と権限を持っておられる。だから、一般の市民の方はいつでも何でも問いかけていただいていい。でも、議会の場合は機関ですから、個々の議員さんが議員の調査としていろいろやられていいんですけども、今はちょっとお問いかけをもう少し厳密に提起していただかないと、私は全てオープンだから何も隠してるつもり全くないから聞いていただいたらいいんですけども、その議長からの問いかけとか、それだったら機関同士のやりとりです。例えば、パブリックコメントという制度があります。これは市民を対象にしていますから、例えば国が事業をする場合のパブリックコメントは地方自治体は対象になりません。意見出せません。そのかわり、別の制度でもって意見を出すと。ですから、例えば市を代表する執行部の機関である代表する私と議会との関係はまさに会議規則というものに定められているその会議を通じてやるということですから、その手段を持ちながら別途今お問いかけの趣旨がよくわからないですね。今までも全部秘密でやってないから、例えば何々が何々だと。今日のご質問聞いていても、わざわざここでやっていただかなくても、本来質問というのは意思決定とか政策決定に関わることですから、予算が幾らだとか実績がどうだとか、こんなものいつでも聞いていただいたら全部出します。でも、稲垣議員の本議会の質問を聞いていますと、まさにそういうのが多い。じゃあ、それを常時やれとおっしゃるんだったら本議会、本会議の意味がなくなるから、私基本的には何でもお出ししますが、議員さんと市執行部なり、市長とのやりとりというのは、今日もこれインターネットで公開をしてもらっています。公開性、そうしてからその即時性ですね、公開性、

そしてから市民との情報の共有がリアルタイムにできるかできないかが重要でして、五月雨式にある議員の方が議員という立場でもってどんどん質問を出してこられて、幾らでもお返ししますけども、秘密になってしまう。公開性がない。ということで懸念をしますので、あえてとりたててこういうことをおっしゃるといのは、何かどんどんどんどんいろんな質問事項を出すけれども大丈夫かみたいなことに。そうしたら質問が成り立たないと思います。今の野洲市の実績見ておられたら、全て情報を開示していますから、職員に聞いていただいているわけですし、私に聞いていただいたら答えます。ただ、ここで本会議の記録に残す形で約束すれば、議員の都合で何々を聞いたけども職員が他の業務に携わっているんだけど、議員として聞いているからすぐ答えよとかいうことになるので、私ちょっとそこを懸念しますから、ぜひこの議論はまず議会で議論いただいて制度化していただくんだったらいいと思います。これは機関同士。

もう一つよくわからないのは、質問時間が30分で年4回だとおっしゃるんですけど、それはもう議会の決めておられるわけですし、50分でも1時間でも、これはもう議会で決めます。

それと、1回の質問時間のことを言っておられるのか、年4回の回数に1回30分か50分の問題なのか、年6回やりたいからとか、いわゆる頻度の問題ですね、常時性の問題、これだったら、どこかもやっているように、会期制を設けなくて常時議会を開いてやったらいいので、ちょっと私質問の趣旨がさっき突然厳密提起されたんですけど、それ以前にこういう質問が本会議でなされること自体が私は意味がわからない。

もう一回締めくくりますけれども、何でも聞いていただいたらこちらの業務は最大限効率化して素早くお答えしますけども、全部お答えをいたしますが、議会で議論をもう一回していただいた方が私は好ましいんじゃないかなというふうに思います。

お答えとします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時50分 休憩）

（午後1時51分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私は今のところにはちょっと反論したいんですけど、確かにこの議場でやるようなことじゃないというふうに市長は今おっしゃられたと思うんですけど、

ここの答弁で初めて中継等で市民は知ることもあると思うんです。だから、僕は無駄なことではないと思っていますし、今の市長の発言に対してはちょっと心外なところはあります。

質問で聞きたいと言っていたことは、そんなにいたずらに執行部を困らせるとかそんな意図は僕職員に対しては誰一人持っていませんし、急いで答弁が返ってこないから督促するとか、そんなことは趣旨とはしていませんので、大分ちょっと僕の言いたいことと市長の答弁とは内容にかなりそごがあったのかなとは思っております。

では次の質問に移らせていただきます。

ナンバー7、新野洲市立病院整備についてお伺いいたします。

まず、この質問に入る前に、この2月以降、3月の可決以降の話ですが、とある自治会長さんですね、あとは旧町時代の特別職の方、割といろいろな方からちょっとお声をいただいて、声援の声をいただいています、頑張れというように言われております。確かに全体の署名数で見れば少数派なのかもしれませんが、日本共産党さんがおっしゃるように少数意見というのはすごく大事にしなければいけないということもあると思いますので、今後もちっと頑張っていきたいと思っております。

では質問に具体的に入らせていただきます。

1番、新野洲市立病院整備により、野洲駅南口に市内や市外から人が集い、にぎわう理由についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、新野洲市立病院整備についての1点目のご質問、市立病院整備により野洲駅南口がにぎわう理由についてお答えをさせていただきます。

これまでから、市立病院の整備により野洲駅南口ににぎわいが生まれるとはご説明はしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 市の広報でも、にぎわいと健康とか、健康とにぎわいとかおっしゃっていたと思うんですが、それとそごすると思うんですが、再度説明を求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 南口整備構想のことをおっしゃっていると思うんですけれども、あくまで野洲市立病院はこの南口整備構想の一環の中の整備ということでござ

います。病院はあくまで市民のための中核的医療機能の整備を目的としております。そのために、周辺の商業交流施設との相乗効果が結果的に発生しましてにぎわいが生まれるということにもなるかと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に移ります。

医師を含めた病院スタッフは電車通勤による需要により確保しやすいとありましたが、そのソースについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、次に2点目の病院スタッフが電車通勤により確保しやすいという情報源についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方に関する提言書や、野洲市新病院整備可能性に関する提言書において、滋賀医大などの医師を派遣する機関の専門家の方からも、駅前の立地は医療スタッフなどを確保する観点からも、JRで通勤する医師などを確保する場合に有利であるという提言を受けておるからこのようなご説明になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今専門家とありますが、具体的に誰がどのように発言したのかお伺いできますか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） これは、平成24年度第5回野洲市新病院整備可能性検討委員会におきまして、柏木委員長、この方はこの当時滋賀医大の大学病院の院長先生でございます。この方がJRがあるということは非常に有利だと思います。JRで通勤する医療スタッフもいらっしゃいます。駅から病院まで近いということは非常にメリットがありますというご発言をいただいております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 発言は以上のみですか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 以上のみではなく、この委員会、今言いました提言書といたしますのは、この委員会にご参加いただいている有識者、専門家の方のご意見の結果でございますので、今私言いましたのは一例でございますので、皆さんの総合的な意見としてこのような意見で取りまとめて提言をいただいておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の発言を聞いても、JRで通勤するスタッフというだけで、それ以外のスタッフもいると思うんですが、どのように有利なのか、もう少し説得力のある材料でご提供いただけませんか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 駅から近いということは、駅を降りて徒歩1分、2分で病院に到達できますので、今まで例えば車をご利用の方も電車の方が通勤時間などに有利性があるという方がいらっしゃいましたら、その方もJRをご利用になるということでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今のは仮定の話が多いと思うんですが、実際に医療スタッフにアンケートをとられた上での発言なんでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） アンケートはとってございません。あくまでこのようなご意見をいただくために専門家、有識者の方に来ていただいて、5年にもわたる議論の結果の答えでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） でも、今の発言を聞いていると、一委員長の意見が割と強いのかなと思うんですが、再度その辺お伺いできますか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○3番（稲垣誠亮君） いや、市長には……。政策監に。

○市長（山仲善彰君） 答えられるでしょう。通告されているんだから。もう今通告した案件は政策監が一回答えていますから。ルール上は大丈夫です。本当にたくさんの方から

入ります。

ありがとうございました。名前を上げれば当時の馬場学長、そして現塩田学長、そしてからずっと協力してくれています京都大学の福山教授、もうほとんどの方がそうです。それと委員会には参加してきていませんでしたけども、滋賀医大の当時の幹部は、どこかと言うとこれまた語弊ありますけども、県内のあるそれなりの病院に医者を送っているんですけども、駅からバスに乗ったり、あるいは迎いのバスを出したりして、もう行きたがるドクターが少ないとはっきり、これも数年前ですけど言いました。おとといでしたか、ある会合がありました。草津で。守山である会社を営んでいる方ですけども、前から駅前賛成だと言ってきていたんですけども、何かその方のお孫さんが看護師さんになって京都へ通勤している。もう6時台に出ている。この間出会ったときに、野洲の病院いつできるんですかと言うから、今頑張ってる32年ですって言ったら、娘が就職したがついてから何なんですかって言ったら、就職したんですけども、京都へ行っていて、もう6時台に起きて、それやったら野洲の病院ができたら行きたいと言っているからという、そんなエピソードもあるぐらいで、無数と言っていいぐらいに医療関係者からは駅前の病院というのは好ましいとおっしゃっています。

それと、そもそも検討し出したときに、あの駅前の土地の取得と病院の検討が重なっていて、ある段階で土地を取得するという前提で検討し出したから、じゃあ病院もとなりましたけども、そのときの立地選定も少なくとも現野洲病院よりは駅から離れないという前提で選んでおりました、その前提を一番よく満たすのはまさに市が購入して自由に使える場所ということですから、こだわられるのはよくわからないぐらいにいろんな手続、いろんな総意を踏んでやってきております。

お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に移ります。

現在、野洲駅南口周辺において雨天時には交通渋滞が発生している状況がありますが、病院への新たな流入経路に伴い、渋滞の拡大が予想されますが、対策についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは何回でも説明して、資料も公開していますけども、大きく

は3点あります。1つは、今野洲駅前の渋滞というのは、特に今歩車分離になってからもう一段ちょっと厳しくなっていますけども、国道8号線が混んでいるために守山方面へ行かれる方が、あるいは栗東方面へ行かれる方が国道に行くとき渋滞しているから、もう手前で右折をされる。この渋滞が結構大きいです。それと行畑の行事神社の国道側のあそこの信号も全く一緒に、国道まで行くと混んでいるから野洲高のところで回って野洲高から国道へ出るか、もう一段大畑を回っていくか、人によっては旧のサンキョウの前行って堤防走って行くかとかということで、右折で結構混んでいます。国8側バイパスができれば、この負荷はかなり減ると私は思っています。

もう一つは、雨天時は混んでいる場合でも、野洲病院の開院時間とのずれは1時間ぐらいあります。現時点でも1時間ぐらいある。これはデータを示してお示しをしました。とうことで問題ない。

それともう一つは、新しい病院はそんな早くから来て待ってもらわなくてもきちっとした予約システムを入れるとか、そこも改善を図ります。

ということと、もう一つは今混んでいるのは野洲駅停車場線という県道ですけども、とのつなぎの部分ですが、今度はそこを使わないで基本的に車の進入を行えます。ということなので、基本的には問題はない。

そもそも、この今の場所は稲垣議員は昨日お配りになった紙では解放区と書いておられましたけども、解放区だったら人がどう動かれるのか、商業区域ということでも全く同じことが起こるわけであったり、マンションが建ってもあそこの面積に今よりも何らかの都市集積を設置した場合は渋滞が想定されるわけです。解放区だったらもっと渋滞するのと違いますか。稲垣議員の解放区のイメージよくわからないですけども。ですから、こういうふうに順番に説明しましたように時間の問題、あるいは道路の動線の問題等で現時点では問題なく対応できていると思っています。

ただ、前から言っていますように詳細設計をする段階でさまざまなスペースの問題、駐車場の問題もありますし、そこは今後きちっと透明感保って客観的に検討を行っていきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） まず最初に解放区ということがありましたけど、病院というのは特性上やはり車で来院というのが、やはりけがされている方もいらっしゃいますので不可欠ですので、単純に今の解放区と相対的に比較するのはちょっと不適切かなと思います。

では順番に質問したいと思います。

今の新病院の来院する車両というのは何時ごろから実際ラッシュというか、車が新病院の方ですね、今の現野洲病院ではなくて、新病院の方に来るというふうに予想しておるのかお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 車というか、開院を9時にするか9時半にするかということですね。9時にすれば大体8時半前後くらいから恐らく来られるという想定です。9時半にすれば9時前後ということですし、現に今野洲駅が雨天で送迎で混んでいる時間というのは、前から言っていますように7時台です。7時50分になればかなりすいています。ですから、1時間以上の差があるというふうに考えています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 9時に開院するということによろしいんですか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ決めていませんけど、例えば9時。8時半の開院はないから、これから設計してどうするんですから、それはまだ断言できません。9時としたら8時半ぐらいから車が入り出されるでしょうと。大体開院30分前、1時間前から待ってもらおうというような想定をしていません。これは効率も悪いし、病気の方が1時間も病院で待つこと自体がおかしい。今の野洲病院は施設の問題、機能の問題で会計とかあるいは診療の間合いでも待っていただいています。そこはもう15分単位ぐらいになるように、これは新しい病院になりますからそんな早くから来ていただかなくていいので、それによってこれも前から言っているように駐車場のスペースも減らせるはずなんです。待たなくていい人が待っているから車がとまっているわけですから、いずれにしても新しい病院というのは今計画で示しているように今の野洲病院とは全然違うシステムでやりますから、9時半だったら9時以降だし、9時だったら8時半以降という想定で考えています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の現民間野洲病院と必ずしも車両での来院が同じパターンになるとは、デラックスな病院ということなので限らないと思うんですが、その点をご検討いただいたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時07分 休憩）

(午後2時07分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 何か論理がすり替わっているのと違いますか。特に雨天の交通渋滞との問題ですから、病院の来院者がふえるとか、あるいは診療科目によって今の現野洲病院と来院者が少し違うとか、これはもう単なる病院の資質の問題であって、朝の渋滞との話とは違います。そういうことも想定して、これから病院具体的にレイアウトとか設計するわけですから、それはその中で解消すべきものと考えています。

○議長(市木一郎君) 稲垣議員。

○3番(稲垣誠亮君) 一般的に渋滞等で救急車が進まないということがよくあると思うんですが、ピーク時の混雑時でも救急車両はスムーズに進めるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(市木一郎君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 救急車両はどこでも一般車両が脇に寄っていただいて、普通の道は3車線、3台は入るスペースがありますから、両脇がとまって真ん中あけるとか、どちらかを側帯あけてもらったら通れますから。申し上げたように、1日1台か2台です。460台です、年間。そこに200台で600台、市外から入っても。ということは、365日のうちの1日2台も通らないわけですし、それが朝の渋滞時ばかり限るということもないわけですから、私はリスク計算というのはきちっと全体を見てその分子がどうなるかを考えるわけですから、今の野洲病院の件数でいけば、1日2台もないわけですね。それが8時半に集中するという確率はごくごく少ないですから、今言った脇によけてもらうとかいう対応で十分可能だと考えます。

○議長(市木一郎君) 稲垣議員。

○3番(稲垣誠亮君) ちょっと勉強不足なんで教えていただきたいんですけど、新病院でも2台しかとらないということなんですか、救急車を。ちょっと教えていただけますか。ちょっと僕わからないので。お伺いいたします。

○議長(市木一郎君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 救急車を選んでいるわけと違って、市内での発生を受け入れているわけですから、これは市民の状況によって違うと思いますけども、現時点では年間600件ぐらいですから、そんなにふえたとしても2倍3倍になるはずはないので、現時点で

の想定で十分対応できるのではないかと考えています。今、国8バイパスができる前の国8はめちゃめちゃ混んでいるんですけども、何とか済生会に消防署は救急車で患者さんを送り届けてくれています。必要な、済生会へ行く場合は済生会へ行っていますし、成人病センターに行く場合は、朝の渋滞時にその県道のいつも問題になっている五叉路も通って成人病センターへ患者さん運んでいますから、それは同じことであって、もうちょっと何か論理がどうかと思いますけど、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。私の見解が間違っていたらあれなんですけど、野洲病院さんが積極的に救急車を受け入れられないときもあるというような話を僕、これ事実かどうかちょっとわからないんですけど、そのようなときもあるというような話も聞いたのでちょっと念のためにお伺いいたしました。済みません。

では次の質問に移させていただきます。

新野洲市立病院整備の問題が発生した責任は現民間野洲病院にあると思いますが、その現経営陣が市長提案による新野洲市立病院に反対している議員を批判していることは道義的に問題であると思います。公選を経た市民の代弁者である議員を批判することは、その背後にいる野洲市民を批判することでもあると思います。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、今前提で現野洲病院の幹部の方が今の新病院の構想計画に反対しておられる議員を批判しておられるというご質問でしたですね。その事実を私全く知りません。まずは知りません。でも、あえて言いますと、そういうことがあってもそれは意見の自由ですから、議員さんは私も含めてさっきもいろんな方の批判もありましたし、このビラなんかいっぱい批判していただいていますけども、頼もしいですし、私は昔から批判と苦情はビタミン、ミネラルだと言っています。大事なことなんです。ましてやそれが市長が批判されたからといって、市民が批判されたということはないと思いますから、議員さんの場合も全く一緒で、ある方が議員さんを政策的なことで批判されたとしたら、私は聞いていませんけど、されたら、それが市民を批判されたという論理は成り立たない。これはちょっと重要なことだから申し上げておきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では、昨年11月の一部上げますと病院での掲示というのはちょっと不適切な掲示だったのかなというふうにはちょっと思ったので、その掲示に関してちょ

っとご意見いただけないでしょうか。もしわからないのであれば結構です。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 1 2 分 休憩）

（午後 2 時 1 3 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3 番（稲垣誠亮君） では次の質問に移ります。

市の計画では、現民間野洲病院のスタッフを中心として新病院が運営されるとのことですが、現経営陣も引き続いて雇用されるのかお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新病院での職員の採用の問題ですが、これは従来から方針をはっきり出しています。新しく市が責任を持って病院を整備しますと。そこで働いていただく方は改めて客観的に何らかの選考なり試験なりで採用いたします。ただ、現野洲病院で今実績を上げていただいて、かつ意欲があって能力がある方が応募していただけるのであれば、それは同じ仕組みの中で働いていただけるようにしたいと。それは一番現場も知っておられるし、市民の健康状態、医療も知っておられるということで歓迎です。ですけども、全ての方が何らかの形の選考なり試験を持って入っていただく。これは全ての職員について考えていますから、そういう方針です。これは既に出しています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3 番（稲垣誠亮君） では、次に移らせていただきます。

農地が放棄されている市内の現状からも、公共施設であれば用地は確保しやすく、土地代も安く、低階層で立体駐車場の建設は不要なことから、市民にとっては経費が安く、広く、使いやすい病院が早期に建設できたのではないかと思います。郊外でやることの経営が成り立たない理由についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、6 点目になります市立病院の郊外での建設についてお答えをさせていただきます。

駅前の優位性や郊外での経営に実現可能性がないことにつきましては、2 月議会の予算の提案理由でも市長から申し上げたとおりでございます。その内容につきましては、郊外型の病院であると、低層化と平面駐車場などが確保され、通常 1 万 5, 0 0 0 平米程度の

一団の市有地の新たな取得が必要になることから、市全体としてはその分さらに財政負担が必要になります。また、現状、野洲市内の診療所は野洲駅周辺に集中していますが、これは外来患者のニーズが郊外では比較的少ない可能性も示しております。また、郊外では近隣の500床級の高度急性期病院と運営的に競合する可能性もあるということからこのような郊外についての可能性は低いというふうに判断しています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今ちょっと郊外のことで診療所の件でもちょっと発言されたのでお伺いしたいんですが、診療所というのと地域の中核病院というのは役割がまず異なると思うんです。診療所が駅前に集中しているから病院が駅前でいけないという理由には僕はないと思うんですが、その考え自体が、外来患者が減るとというのがちょっとおかしいのではないかと思うんですが、再度その点答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この診療所の件につきましては一つの例えでございまして、より多くの方の市民の利便性が高いという意味でも駅前の立地条件は運営的に優位性があるというふうに捉えております。診療所の件は、全てじゃなくて一つの事象の捉えということに判断をさせていただきます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の話でいうと、郊外に病院が行くことで減る患者さんというのは電車で通院される人ということなんですか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） えらく何か駅前から病院を排除したがつておられるんですけども、さっきも言いましたように、新病院を検討するときに……。

○3番（稲垣誠亮君） 心配しているんです。

○市長（山仲善彰君） 少なくとも現野洲病院よりは駅に遠くないところで選びましょうという前提が、これは合意形成ができています。もちろん、その前提が間違っているというんだったら間違っているでいいんですけども、その意味は、市民が利用しやすい。そして今政策監が言ったようにスタッフも確保しやすい。ひいてはそれが経営、運営にも利するということですから、現野洲病院よりも駅に近いということになっています。

それと、今の滋賀医大の松末さんという病院長がいますけども、先般出会ったときに、今の野洲市民病院の機能というのは開業医さんと大学病院とか最先端の急性期の病院との間ですけども、どちらかというとな開業医さんの側に近い。松末教授が言ったのはどういうことかという、かかりつけ医ならぬかかりつけ病院ぐらいのコンセプトで絶対やってほしいということですから、まさに開業医さんの診療所に近い機能の複合化といえますか、どんな病気でもまずはそこできちっといけるとか手術ができるということなので、私は駅前の優位性はいろんな面からも高いし、むしろどんどんどんどんそれが実証されていると思います。

先般も滋賀県病院協会の会長の片岡大津市民病院長と情報交換してきましたけども、うらやましい。野洲駅前の病院立地というのはすばらしいとはっきり滋賀県病院協会の会長が言ってくれました。だから、それを覆すような議論をしている方が出てきてないんですけど、稲垣さんぐらいかなと思うんですけど。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ということは、今、現の民間野洲病院の外来患者さんの交通手段はアンケート等で当然把握されていらっしゃると思うんですが、その点お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） そのようなアンケートは行っておりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） とる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今の野洲病院の位置と、これから新しくつくる新市立病院ですね、かなり駅の距離も違いますので、野洲病院の方がそのまま同じ減少になるということにはならないと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私、単純に思うんですが、野洲市民がバスか車で病院に行くのであれば駅前でもなくても郊外でも患者さんは減ることはないと思います、見解は違いますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき言いましたように、検討段階で市民代表とかいろんな方が

入ってもらって、PTAの代表、老人クラブ代表、そこで、何回も言うように今の現野洲病院よりは駅から離れない立地で選んでほしいと、これはまさに市民の代表ですよ。子ども子育て代表。そしてそれを公開して、平成23年の5月、6月の話です。

それと、稲垣さんはすごくアンケートお好きですけども、アンケートというのは確かに一面では情報入りますけども、アンケートというのはやはりゆがんでいる。アンケートで商品開発して、アンケートで商品仕入れて売っていたら危ないです。本当に商売しようと思ったら、POSシステム。ポイント・オブ・セールス。実際どこで何が売れているのか、だから昔からコンビニがやっているのは商品置いておいて、一定の期間内に売れるか売れないか、売れたものについては補給の頻度を見てその商品を広げていくし、いろいろやるわけです。だから、POSで情報とるのが一番肝心です。野洲の病院の場合は、まさに私が前から言っているPOSシステムでやる。その事実は何かといったら、現野洲病院が年間入院で5万、通院で10万、今また業績もよくなってきている。ということは、駅に近い、町なかという魅力が商品販売のPOSシステムと同じことで実証されているわけで、だからこれはもう問題なしに、アンケートを今さらとするような話とは全く違います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 起債の償還計画もありますので、これ考えるときに、やはり土地代だけではなくて病院建設費や駐車場建設費を含めて駅前より郊外の方が事業費が安く済むと思うんですが、そのあたりも総合的に費用を相対比較して、勘案して今回の決断に至っているということで理解してよろしいでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、駅前の駐車場ですけども、今想定で4億8,000万見えています。

後で答えようか答えないかと思っていたんですけども、3月の委員会での対案を評価せよということですから、きのうまで答えないでおこうと思ったんですけども、きのう稲垣さんがビラを入れられました。ここに、市長は5億円の駐車場費を抜いているとおっしゃいました。これは前から説明しています。病院は、この駐車場という、これは別の枠でつくる、そこに使用料を払う。その使用料代は入っています。まさに経営感覚なんですよ。何もかもそこで持つんじゃなしに。なぜそれをしたかといったら、前から言っているように、駅前の広場を使われる方、そして文化ホールは1,000人プラス300があって、駐車場は100台あるかないかなんです。ですから、今回の先に駅前構想を書いたという

ことは、あの3.5ヘクタールににぎわいはアリーナであったり交流商業施設であったりです。病院でにぎわいはつくろうと思っていません。これは健康の方です。健康とにぎわいの健康の方。文化ホールの駐車場も昔から課題である。文化ホールは平日夕刻から夜、土・日昼間プラス夜もある。病院はさっき心配されたように通勤時間帯の混雑と心配されているじゃないですか。病院の患者さんが帰るとき心配してない。だから、平日午前が混むんですよ。だから使い回しができるから、一つのものが二重三重に使えるから、郊外だったらもう朝の混雑時に郊外の病院の駐車場埋まるけれども、後はがらんとしていますよ。八幡の市役所に出張で会議で行きますけども、午後を通ったらあそこの広大なところはお医者さんの駐車場だけはいっぱいだけれども、患者さんの駐車場はそんなに使われてない。だから、野洲の場合都市集積の中で両方で使える駐車場をつくろうということです。何か聞いておられますけど、今まで一生懸命説明してきたことが全然頭に入ってないと言ったら失礼ですけども、私も人の意見聞かんと行って怒られていますけども、言葉返したいくらいです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、とはいっても駐車場の主目的はやはり病院の立体駐車場ということで当初から事業が進んでいますので、事業費としてやはり病院事業費の中に組み込むのが自然な流れだと思うので、それを全体のにぎわいの流れの方に組み込むのはおかしかなと私は思っておりますが。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、組み込まれているんですよ。駐車場料金、患者さんが使った駐車場料金はその分を駐車場の会計に繰り出します。これ企業会計でやっていますから。これ、後で批判期待しておられるから、本当に間違いいっぱい書いています。会計が全然わかってない。これは全適でやるんですよ。ですから、病院の中には患者さんが使われる、あるいは一部ドクター、ナースさんも使ってもらったとしたら、その中から売り上げの中から駐車場料金をその駐車場の方へ払うわけです。別会計ですから。だから、駐車場代は入っているわけです。これ試算したら4億8,000万、約5億ですけども、その分の採算は十分合う計算になっています。これは既にお示しをしているデータです。後ろで岩井議員が一生懸命首振っておられますよ。これだけ病院問題を集中的に議論される議員さんが、これは本当に言ったら失礼だと思うんですけど、入り口のところで駐車場の5億が入ってないって、5億はソフトで入っているわけです、きちっと。もともとこの駐車場が、

またこれも何か職員肯定したと書いていますけども、私がおかしいと言っているのに、1区画8,000円、1日24時間365日払ってあったんですよ。だから高い。そうじゃないでしょうと。1台あたりその日はさっきも言ったように午前の利用が大半だから、月8,000円だったらそれを案分して3分の1とかにすべきであると。現在はそれに修正しているから前よりも収益性がよくなっている。一番肝心なところなので、駐車場料金は最初のと時から全部入っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。僕は連結決算的に全体を見ているので、ちょっと思いが違うかもしれませんが、もういいです。次に行きます。

（発言する者あり）

○3番（稲垣誠亮君） 僕も言っておられることがよくわかりません。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時28分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、単純に僕は総事業費として説明するときにやはり86億円の部分だけじゃなくて、駐車場の建設費用も告知してお知らせする必要があるがやはり市民に向けてあると僕は思ったのでお伺いいたしましたが、再度答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、駐車場は市の駐車場として整備して運営します。その駐車場というのは文化ホールにも小劇場にも、そして広場にも、そして一定の公共性があるんだったらそこで使っていただく方にも、そのエリアの公共施設使われる方にも使ってもらいます。私もう一つ心配しているのは、野洲小学校ああいうふうにぎちぎちだから、もう校庭に車が入らない。現在は一部は市の職員が使っているところをやっていますが、野洲小学校の先生の駐車場もすごくひどい状態なんです。

そういったことを含めてあるから、連結とおっしゃるんだったら、さっきも言ったように市の施設の全て、文化ホールの負担分とかも入れないといけない。でもそんなことやなくて、駐車場としてははっきり5億と逃げも隠れもしないで言っています。でもそれを病院会計に入れたらだめで、二重会計になりますよ。病院ではきちっと駐車場支出を入れ

ていますから。会計上の処理としてはこれしかないです。だから稲垣さんが連結でとおっしゃったから、じゃあ連結だったら野洲小学校、文化ホール、全てそれも含めてきちっと出さんとだめで、そんなことは今のところできないから駐車場は5億かかりますということをきちっと申し上げているわけで、それがわからないとおっしゃるから私としてはどうなっているのかなということを上げたわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私もちよっとまだまだ勉強不足のところがあるかもしれませんので、その点はちよっと持ち帰ってしっかり勉強して、またぶつきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

では次の質問に移らせていただきます。

開院後の収支が事前の予想に反し悪化した場合においても、それに起因して固定資産税の増額はしないと約束していただくことはできるかお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは何回もお問いかけて、約束をしますというか、病院会計と市の会計は別ですから、病院会計が悪くなったら固定資産税上げるという論議は制度上通用しないんですけども、現時点では固定資産税を上げるとか、あるいは都市計画税を創設するという事は全く考えていません。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では質問に入ります。

過去の都市基盤整備特別委員会において、市の考え方として、医療制度の変更や社会状況によって不測の事態が生じるおそれがあることを自ら認めていましたが、以前から求めている減少時のシミュレーションの作成を拒否したということは方針を転換し、それに対する市財政の体力が十分であるため、当初の考えを破棄したということによろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問にお答えします。

そういうことではありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に移ります。

早期に現民間野洲病院を現在地のまま市立病院化、運営形態は非公務員型の独立行政法人あるいは民間指定管理者制度し、野洲駅南口の病院建設に反対する野洲市の病院のあり方を考える会が5月8日に発足しましたが、こちらが署名活動を積極的に展開しているようですが、それについて市長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今ご指摘の団体について一切知りませんので、見解ありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） メンバーの方から妙光寺、三上の方にもビラを投函しているようなのですが、ご覧になっていらっしゃるかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私の家にも入っていたあれがそうですか。これと同じことが書いてあったので、読んでいません。団体名も本当に見ていません。家へ帰ったら郵便受けに入っていて、市役所へ持ってきて職員に渡しました。稲垣さんの名前でなかったのは思い出しましたが、団体名とかも見てもないので、本当にうそじゃなしに存じてないので、見解ありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に移ります。

発足の理由の一つに、候補地を野洲駅南口と選定する際、他の詳細な候補地の検討が不十分であり、他の候補地があり得ないとする判断が不足していたため今回の市民団体の発足に至ったと考えますが、自己の反省を含め市長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 位置選定は、先ほども言いましたように現野洲病院よりも近いところ、ある段階では、土地の購入の目処が立った段階ではあそこであるということで議論していますし、一方、これまた別途駅前構想で公開で議論しています。

先般も野洲駅前の自治会の方とお話をして、そこで一軒一軒説明に回らなかったらおかしいとおっしゃったんですけども、それは私はやりませんと。例えば、用地買収で地権者

の方だったら回ることもあるけれども、さっきの議員のご質問と一緒に、みんなで決めることはオープンの席で議論し合ってやるというやり方をとっていますから、これまでのいろんな方から遅過ぎる、いつまで説明しているんやとお叱り受けているぐらいですから、私としては、私も丁寧な方ですけども、この私が思ってももう丁寧に十分にやってきますし、個々にも駅前の方と出会いしてもコミュニケーション図っています。本当に名前上げてもいいぐらいです。名前上げろとおっしゃって上げると、また問題起こりますから上げませんが、何か今になってコミュニケーションが不足とおっしゃるんだったら、私は本当に悲しくなってくる。

思い出しました。金曜日ですね、会合があって夕方市役所と二往復したんです。そうしたら、4月9日も反対だとおっしゃったし、議会の反対の方との話し合いにも来ておられた方が後ろ向きに立っておられたんです。私が行ったのは橋梅さん行っていたから、一回市役所に仕事で帰る。階段の下に立っておられたので、私エスカレーターで上ろうと思ったんだけど、どうも後ろ姿がその方に見えたので、もう一回戻ってきて、ちょっと上りかけだったから。ご苦労さんですね、こんな夕方にとおっしゃって、何かきょとんとしておられるし、こうやって紙を持っておられたんですよ。私てつきり選挙か何か宣伝のビラかなと思って、私もらえるかなと思って、こんな夕方にお忙しいのにご苦労さんですねと言ったんだけど、もうしばらくそのままだったので、もうエスカレーター上って行って、それでもう一回帰ってきますよと言ったんだけど、後で考えたら、駅前反対のビラだったんですよ。後でそれもらった方がいるわけで、だから私には渡されなかったです。面と向かって過去には病院反対とおっしゃっていたし、4月9日の駅前自治会するときにも言明されました。だけど、私が面と向かってコミュニケーションとろうと思ったんだけど、何か固まったみたいにしておられたんですよ。これを見て、変だなと思って、もう一回会合に戻ってこれこれでしたよと。お名前も言える人なんですけどね。それだけの方が何か駅前でビラ配ってというんだったら、もっともっというろんなことをやられた方がよくて、一市民として行動も発言も自由で結構ですけども、本当に何かまちづくりとして悲しくなってきました。ということです。

だから、もうそういう今の稲垣さんの議論、だめだったらだめでやったらいいけど、私は逃げも隠れもしないで駅前の方とか当事者ともお話をしています。これからも幾らでも話し合いの場はあると思っています。

今度も地方創生のお金で自治体病院考える会、今いろんな方に話しに来てもらおうと思

っていますけども、何も、誰が上とか下じゃないんですけども、町ビッグ、ずっとお願いしていたらオーケーが出たので、ぜひ皆さん方も、この方がしゃべるんだっただけというくらい、一般の人にもよく知っていますし、日本の医学界では最高権威者の一人です。依頼しています。そういう人が来てしゃべってもいいと思ってくれているくらいプロジェクトなんです。もうこんな何か駅前の方とか全然排除してないので、ぜひいいコミュニケーション、稲垣さんは親しいのかどうか知りませんが、親しかったら何かこの間寂しかったよとお伝えください。何か撤退しておられると聞いたけども、まだ駅前で金曜日の夕方ピラ配っておられたので、よろしくお伝えください。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次の質問に移ります。

あり方検討委員会のメンバーの中から、計画に慎重な姿勢、個人的な心証ですが、を示している滋賀県健康福祉部次長が途中からメンバーから外れていると思いますが、その理由をお伺いいたします。

失礼しました。元健康福祉部次長です。今はちょっと配属変わっていると思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問が正確ではないので、あり方検討……。

○3番（稲垣誠亮君） それは間違いかもしれません。評価委員会だと思います。

○市長（山仲善彰君） 要するに、評価委員会、この方はあり方とか順番に全部教育してもらっています。もう役割を終えたということで参加をしてもらっていません。役割が終えています。今の職務も関係ないですし。

それと、あえて言えば、お問いかけですから。評価委員会での発言が権限を越えた発言で、私としてはあの場でもクレームをつけました。だから、はっきり言うとふさわしくないという判断をしたからお断りもしましたし、お断りというか、断ってなくて、今回はお願いしていません。そして役割も今違う部署にいますので、もう一切権限も関係ないと思っています。明快です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） それは市の意見と違ったのもう委員会から外したというふうに僕は今理解できたんですけど、それで間違いはないでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 外したのではなしに頼んでないだけですし、市の意見と違うとか

そういう問題では全くないです。権限を越えた発言でした。あの人をお願いしていたのは、福祉、特に保健、医療の専門家です。一番あの人が、私もごくごく昔から知っている人間で、あの人が実績があるとしたら保健所の所長時代に地域医療、特に病診連携で実績を上げた人ということでお願いをしたんですけども、交付金につかないとか認可が得られないとか、そういうことは実際ノウハウを持っていない職員です。それを発言しました。既に公開していますように、その人のやりとりは県の職員と市の職員ですり合わせをして、県の文書として現にメールから出てきたわけです。これについては不可解なので県に問い合わせていますけども、滋賀県からはまだ一切返答がないという、これは不可思議なのか闇なのか、いずれにしてもそういう方を外したんじゃないしに、次の検討委員会にはお願いをしなかった。その理由は、市の意見と違うからとかそういう話とは違います。稲垣さん、接触されていいかげんなことを言ったら厳しいですよ。市の意見と違うから外したとかいうことについては一切ありません。微妙な問題を軽々発言されると、本当に人が傷ついたり不幸な状態になります。だからもう一回申し上げると、現評価委員会には任が違う。そしてから、過去の発言が不適切だったということで改めてはお願いをしてないということです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） じゃあ、具体的にどのような発言が不適切だったのか、具体的にお伺いできますか。もしないならいいです。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき言いましたよ。検討委員会の場であの方は実績は私がお願いしたわけです。病診連携、開業医さんと中核医療機関との関係については実績があった。そして、そのときは滋賀県の保健所長上がりの医者として滋賀県の次長級でした。だから、そういう実績がある次長級ということでお願いしたのに、ここにおられた方もあると思います。会議始まって、いきなり何を言ったのか。その前日か前々日に職員は打ち合わせに行っているわけです。打ち合わせの内容を私知らなかったけど、打ち合わせには行きましたと聞いているわけです。そうしたら、彼が発言すべきことはこういう病床だったらどうだとか、こういう診療科目だったらどうだとかいう発言を期待すべきなのに、いきなりこの案では交付税はつきませんよとか、認可は得られませんよとか、国はとか、ちょっと詳細覚えていませんけど、全く分野違いのことをいきなり言った。私はあつけにとられて、はっきり言ったと思います。そこをきちっと座長の塩田先生もきちっと反論してくれまし

た。あれはすごい場なんですよ。もっと問題にできると思います。今年度からどこかへかわっておられるんですけども、いずれにしたって頼める立場じゃないです。私の場合、うそも隠もしないから傷つかないけど、これは皆さん周知の事実です。権限外のこと、滋賀県庁だったら総務サイドの言う見解、発言、それを健康福祉サイドで権限を越えていますよ。私が知事だったら、もっときちっとしますよ。権限外のことをやったら。外に出て。滋賀県として依頼しているのに、総務部の権限を健康福祉、正式に託されているんだったらあらかじめ言ってくれないと困ります。でも、あの場に議員もおられるし、一般市民もおられるし、マスコミの方、滋賀県の次長級の職員がそう言ったと思ったら、そこまでわからなければ私は構造わかっていたからはっきり言ったけども、これはすごいことをやっっているながら頼かむりしているわけですよ。あえて聞かれたから言いますが、そういうことで、今入っていただいています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 分野違いとかおっしゃっていますけど、きちんと市町振興課とも当然県の重鎮ですし、連携もとっていらっしゃいますし、見識のある方だと思っていますので、何で僕は今の発言が不適切なのかわかりません。その次長の見識で発言されたことであって、それが今の市長の発言では逆に市長が名誉棄損をしているんじゃないかなと僕にはとれなくもないです。逆にいろいろな意見があって、その中で議論を積み重ねていくものだと僕は思っていますし、今回も僕ビラ出しましたけど、結局やっぱりいろんな意見があっていいと思うんです。僕は確かに今現段階では市の政策に関してはちょっと修正を求めていますけど、賛成、反対派いろんな意見があって、その中でみんなで話し合っただけで最終的な結論を見出せばいいものであって、今の発言は委員会の主流からちょっとずれた発言でしたけど、それを排除してしまうというのは僕はおかしいんじゃないかなと思います。再度その点お伺いできますか。

○市長（山仲善彰君） 議長、反問します。

○議長（市木一郎君） 先に答弁してから。

市長。

○市長（山仲善彰君） 答弁しようと思うと、反問しないと答弁できません。

（発言する者あり）

○議長（市木一郎君） そういうルールになっていますから。

○市長（山仲善彰君） 何回も言ったように、本当に役立つ提言をいただけるかどうか、

私のじゃないですよ。あえて言えば、彼からは顛末の説明をいただいています。顛末の説明いただいています。自分の発言が不適切だったということ。あなたそこまで言わすんですかと思います。反問しようと思ったことは、もう一回反問しますけども、答えられれば答えられたらいいと思いますけど、あの方は……。

（「反問認めていませんよ」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 違います。答弁やっているんだから。

あの方は、市町振興課ときちっと連携しておられると稲垣さんおっしゃったけども、そういうことではなくて、私が県庁と協議をしていた中で健康福祉サイドはもう本当に必要だし認めているけれども、なかなか総務は厳しいんですよと、はっきり何人かから聞きました、あの当時。だから、総務の意見を健康福祉部として依頼している職員さんが言ったから、私は余りにも不自然だからそう言ったわけです。今はもう外れておられることをどうのこうのじゃなしに、今なぜ外したんかとか、そこを追及しておられるから、あえて言っているわけです。これがお答えです。

○議長（市木一郎君） 反問。

○市長（山仲善彰君） さっき何かえらく親しいみたいな感じでおっしゃったんですけども、確信を持ってあの方は総務とも連携しておられるとか市町振興課とも連携しておられるということなんですけども、稲垣さんとあの方はどの程度の関係、何もプライバシーを聞くつもりはないです。この病院のことに関して、これまで情報提供受けられたり協議されたことが過去にあったのかなかったのか、何回あったのか、差し支えない範囲で結構です。プライバシーまでは及びません。業務上の話、議員として、議員の調査活動として今おっしゃった方と協議をされたことはあるのかなのか、あったら何回あったのか、そこまで可能な限りお答えいただきたい。

○議長（市木一郎君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） まず、事前にもうこれは許可をいただいていることなので、議会での発言に際しては許可をいただいていることなので、ご本人を含めいただいていることなので申し上げますが、県の市町振興課の職員さんですね、あとは健康福祉部の職員と、今回の該当元健康福祉部次長さん等含めて政務調査の活動の一環で意見をお伺いすることはありましたが、単純にそれ以上のものでもなく、それ以下のものでもなく、単純な議員調査活動の一環と。それ以上、それ以下のものでもありません。回数等具体的なことにつ

いては答弁を差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 反問はこれで終了します。

引き続き稲垣議員。質問を続けてください。

○3番（稲垣誠亮君） では次の質問に移ります。

事業収支計画では交付税算定の基準額の満額、1平方当たり36万円として算定していますが、震災需要やオリンピック需要で建設費の上昇が想定される中、平米当たり36万円でおさまるとしているのか、それともおさまらない可能性も視野に入れているのか、そのあたりについて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも何回も説明していますが、現時点で計画段階では総務省が示している平米当たり単価を使うしかない。ですから、構想段階では当時は平米当たり30万でしたけども、当時は通常の発注でおさまるということで1割減の27万にしていました。今回は、今おっしゃったように東京オリンピック景気もあるので、総務省が示している満額を前提にしています。それ以上の金額にすると根拠がないということで、さっきからも遊具の点検何回も聞いておられたけど、あれもいろんな基準があってそれに基づいてやっている。基本的に現時点では詳細な設計に入るまではこの単価しかないと考えています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に移ります。

病院事業債の起債同意の基準は、合理的な範囲内における一般会計繰入金によって確実に回収が見込まれると認められているものであると考えますが、起債同意、病院開設許可に対する現在の県庁の反応や進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、13点目の起債同意と開設許可に対する県協議の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

平成28年5月27日付で、起債同意に係る公立病院の新設・建替等に関する調書を情報提供させていただいたとおりでございますが、現時点では、県は地域医療構想に合致する旨の意見を付しておられるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） もう少し具体的に、県の部長としての反応ですね、感触みたいなものをお伺いできないですかね。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 県の部長さん……。

○3番（稲垣誠亮君） 県の反応ですね。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今部長とおっしゃいました。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません、失礼しました。政策監にお伺いしています。済みません。失礼しました。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、これ、今言いましたお渡しした資料の6ページ、お持ちですか、6の6、総括というところを見ていただきますと書いてございます。地域医療構想との整合性はここに記述ありますように、病床数の維持、病床機能の再編、これはこの計画の内容でございますね、199床。これは滋賀県地域医療構想に合致するものであると。これははっきり単純明快に書かれております。

それと収支採算の確実性の観点から県の意見ということで、ここにありますように当然滋賀県地域構想における患者数見込みを踏まえておる、根拠があるということですね。一定の実現可能性を有するものであるという判断を得ております。

ただ、これはこれからしっかりやっていくことなんですけども、これを実現するためには医師等の人材確保、経営感覚に富む人材の登用、医療経営の専門スキルを有する事務職員の人材開発が必要不可欠であると、これもこれから運営を、それから組織とか人材の面でしっかりやっていきたいという当然のことでございます。当然のこれからやるべきことを書いていただいているということでございます。

それと建設単価の問題ですね、これもこれから基本設計、実施設計の中で36万を目標にしっかりやっていくということです。適時、これがもし万一できない場合は、収支計画の方に確実に反映させて運営の方の確認をしていくということもして下さい。これはこれからやることなんで、課題としてしっかり捉えて、当然いい病院をつくっていく上での一つの大きな課題として私ども当然捉えております。

それと、一般会計から病院会計を継続して繰り出しを実現するためには、将来の財政運営に支障を生じることのないよう、市が見込まれている財源確保に関する取り組みについ

て具体的な見通しを明らかにする。これは一定1億4,000万程度の毎年今の会計から増加しますので、その分をしっかりと確保するための一般会計の措置をして下さいということでもあります。これも当然やるべきことです。これがしないと健全経営もできませんので、市の財政も安定しませんので、ごくごく当たり前のことを書いていただいておりますので、今後はこの課題をしっかりと進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） この1番の方の地域医療構想との整合性の観点から都道府県の意見で合致するものであるとあるんですが、これは形式上調って合致するものであると、そのような記載にはなるかとまず1番については思うんですが、2番目の収支採算の現実性の課題から都道府県の意見のところについて、一定の実現の可能性を有するとあるんですが、これは大変ちょっとアバウトな表現だと思うんですが、10%でも可能性があれば一定の実現の可能性を有するというふうになるでしょうし、このあたりについてもう少しどの程度の実現の可能性について、踏み込んでもう少し発言いただけないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この表現なんですけども、実際担当レベルの打ち合わせでは、これ出すときにいろんな添付資料もつけてございます。だから、今言いました一般会計から繰り入れが安定して行える根拠などもしっかり説明しておりますので、そのあたりがしっかり県の方でも把握しておられるんですけども、その内容をこれからしっかり実現していくという方向性は県の方にもお示ししています。だから、方向性を今後具体的にしっかり実現していくということでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） この表だけ見ると、いかにも明らかに楽観的に進めそうな表記にも市民の人が見たら感じ取れるかもしれないので、その辺表現等がちょっとどうかなと思って聞きました。

というのは、先月でしたか、たしか午後に政策監が県庁の方に行かれまして、私たち午前の方に県庁に行っていたんですが、まだまだ県庁としてはそんなに楽観視しているようには心証としては受けなかったもので、ちょっとその点お伺いいたしました。

では次の質問に移らせていただきます。

収支計画における病床利用率は約90%となっていますが、公立病院は平均70%です。市の事前の想定は希望的観測が含まれていると言っても否定できない側面があるのではないかと思います、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えします。

含まれておりません。これはもう既に2月議会でもお話ししましたし、現に今政策監が求めに応じて説明しました県のこの患者数の見込みというのは想定範囲内だと言っていますから、それを前提にした率になっていますので、希望的観測は含まれていません。

ただ、将来のことですから、当然これは予測というものであることは前提で、過去ではないから、ただ希望的観測というものは含まれていません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 次に行きます。

新野洲市立病院整備に伴う現民間野洲病院の解体費用及び職員退職金については概算費用は幾らで想定されているのかお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） その次に15点目の野洲病院の解体費用と職員退職金についてお答えをいたします。

民間病院の経営上の経費について、市が想定してお答えできるものではございませんが、いずれも医療法人社団御上会のさんの清算時の計画を含めた今後の経営計画の中で検討され、適正に対処されるものであるというふうに考えております。

以上でございます。お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 適正に処理とは、具体的にもう少し答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 適正といいますのは、当然このようなことでトラブルがないようにということでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 野洲病院の直近の貸借対照表等見てみますと、流動資産で退職金

の確保が可能ということで理解してよろしいのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） はい、私ども事務担当レベルのお話では、一応退職金の方は適正に賄える予定というふうにご報告はいただいております。野洲病院の方からご報告をいただいております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に進みます。

現民間野洲病院の解散に伴う法人清算処理において、債務超過となり、職員退職金や解体費用を確保できない可能性についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、次に16点目の医療法人社団御上会野洲病院の解散処理についてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、民間病院の建物の解体費用や職員の退職金については、医療法人社団御上会が今後の経営計画の中で見通しを立てて適正に対処されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、今では全然不足ですね。これ、貸借対照表見ていると、どう考えてもどこからキャッシュを捻出するのかなと思っているんですが、固定資産の建物の資産部分を処理した場合、債務超過になってきて市民の税金の繰り出しがどう考えても想定されている事態に陥ってくると思うんですが、今の退職金の確保についてももう少し具体的に何か、野洲病院が言っているからではなくて、ちょっと材料いただけませんか。市民の税金が投入される可能性にも係ってくる事案ですので、よろしくお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今の件につきましては、今後当然御上会さんの解散、それと新病院に伴う御上会さんの解散に伴う課題でございますので、しっかり確認はさせていただくというのは当然でございます。ただ、現在のところはっきりそのあたりの資料などもいただいておりますので、今後この点についての協定などもしっかり先を見据えて取り交わす予定をしておりますので、その中で具体的に内容を確認させていただきな

ら協議も進めていくべき内容だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと重要なことなのでお答えしておきます。

○3番（稲垣誠亮君） それは交代できるんですか。

○市長（山仲善彰君） できます。今の質問に対して2人が通告受けているから。一問一答ですから。

さっき駐車場の収支がおわかりにならなかったのにえらい難しいことを聞いておられるなと思うんですけども、これ事業でやっています。野洲病院はもうさっきから言っている民間病院です。最初始めたとき何が市民の皆さんに申し上げたかと。今稲垣議員は市民の税金に関わることでですからとおっしゃいました。平成23年4月にこの案が持ち込まれたときに、はっきり言ったのはこれ以上の追加はしませんと。でも貸したお金は返ってこないかもわかりませんと。そうしてから約束してあるお金はつぎ込まないといけないかもわからない。土地は野洲病院から市に来ているけれども、そこに根抵当がついているから損得清算したらプラスになるかマイナスになるかわからない。そういうリスクを背負っているけれども最悪の場合はハードランディングもあると。でも追加はなくて、貸したお金が返ってこない。約束したお金は払わなければいけないかもわからないということを申し上げていますから、もう最初からリスクヘッジをしています。ですから、今の稲垣議員のご質問のことについては、既にもう議論済みです。ただ、その中で現在シミュレーションしていると、いい方向に向かっていっている。

それとあとの質問、これしゃべらないとだめなので言いますが、私前から言っていたのは、野洲病院から市民病院に切り替わる期間が長ければ長くなるほど野洲病院の借金は減りますよと。でもその間の医療の質がどうなんですかと言っているわけです。だから、毎年1億数千万の元利償還はお返ししていくわけだし、少しでも業績がよくなったらお金は返ってくるわけで、9億の。だから、これはお金のある意味でトリックといいますか、延ばせば延ばすほど、かつ野洲病院がそれなりに新病院のプロジェクトがあるからといってお医者さんを確保できて士気も高まって運営されればされるほど野洲市の野洲病院への貸し付けは減っていくわけです。延ばせば延ばすほど減っていくんです。

だから、今のご質問は何かそのメカニズムを踏まえないでまだ新たに何か市民の方が聞かれたらびっくりされる、心配されるからあえて言うておきますけども、追加は生じませ

ん。一番最初にリスクを開示したそれ以上にはふえないと、こうはっきり申し上げておきます。何か市民の不安をあおるようなことばかりやってもらったら困ります。責任ある発言でないと。もうさっきの駐車場のことがわからなかったぐらいの収支のメカニズムしかご理解いただいてないので、きちっとした、さっき勉強するとおっしゃったその勉強の一環に入ってくる事柄であります。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ここは僕一番、今回この16番が実をいうと一番大事なところで言いたいんですけど、どう考えてもバランスシート上合わないんですよ。野洲病院の今の財務内容で退職金払って、建物さら地にして、その市民の税金負担なしにするということができないんです。だって、何でしょうね、いつも市長オープンと言っているけど、肝心なところは結構説明がないんですよ。だって、これ建物の評価額見ても、附属設備と建物合わせて固定資産が10億あるじゃないですか。これ、今の野洲病院の平成26年度の固定資産は13億ですよ。もうほとんど占めますけど、仮に野洲病院を解散するとなればその建物は当然野洲病院が処分することになりますけど、そう考えると単純な数学の問題で計算が合わなくなるんですよ。この辺のことについて、重要なところは説明しないで、この継続可能性調査報告書を出しているところは大変不誠実な姿勢だと思うんですが、この点について答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、いつ野洲病院が解散するかによって野洲病院の債権債務が変わってくる、さっき申し上げた。稲垣さんは、それをいつの時点でとっておられるのか。そこがはっきりしないから答えられないんです。時々刻々動くわけですよ。さっき言ったように、9億円がある時期まではほとんど返済とまっていたわけですよ。でもいい方向に動き出してから9億円の返済も一部前よりは促進されている。元利償還の部分についても一部減らしてもらっている。促進ができています。ということからすると、いつの時点で解散するかによって全体の絵が変わってくるわけですよ。それを言わないで、いつとも言わないで、単年度のバランスシートだけ見ての評価はおかしい、ゆがんでしまいます。いつなのかを言った上で聞いてください。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いつの時点といっても、開院後のその年度を見たら市の計画が順調に進めば2年後、3年後、そのあたりの年度になってくると思うんですが、それでだめ

でしょうか、お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 時期とは、平成32年でいいんですか。

平成32年の今おっしゃったこの資料、支援可能性の調査、これでいきますと、借入残高見込みは8,000万です。民間も、当然市の方は一部少し残っていますけども、民間の方はかなり終わっております。だから、このときの残債調べさせていただき範囲では8,000万だけです。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 別にそんなことを僕は聞いているのではなくて、固定資産を償却した場合に、自前で全て退職金を払って更地にできる算数の数字が合わないんですけど、今の発言は合うということなんですか、再度答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） いえ、今のご説明は残債がどれだけあるかという一部の説明なんですけども、その後の建物の処理の問題についてはこれからいろんな方法がありますので、それを御上会さんの方と協議をさせていただきということになります。今のところはこれしか言えません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき確認したら、32年に解散とおっしゃったので、ちなみに31年末で一応シミュレーションしています。合います。

まずですが、さっき言った昭和60年から62年にかけて9億円貸し付けた残金がまだ残っています。これが平成31年末で7,500万、さっき言った8,000万から7,500万になりますね。これは。だから、延ばせば延ばすほど限りなくゼロになっていくわけです。これは粉飾決算する場合は、これも私も当初から言っているように、とにかく延命させれば野洲病院の負担は減る形で市民病院に引き継げるわけですけどね。ただ、その場合耐震化ができてないところでいつまでも市民の方の治療をされていていいのか、そういう問題があるから今急いでいるわけです。

それと、平成10年から11年に銀行から何もかも入れて21億円借りています。これは平成31年に完済予定です。これは市から損失保証があるという前提で貢いでいるわけ

ですから、延ばせば延ばすほど完済になります。その後の約束はないから、これは表向きは支援になっていますから、裏は損失保証の元利償還ですけども、これも市民の方にきちっと言わなければ終わってからでも1億やっていけばどンドンどンドン野洲病院は財産が逆にふえていきます。悪い手口の人だったらそういう手を使います。野洲病院が健全化してから引き取るということになれば、一層市民の方は安心されると私思いますけども、もうそういうことをやらないから全部示しているわけで、稲垣さんの質問、私ちょっと意味わからない。

それとあと古い建物、これ全部除却した費用、現時点で見積もりで大体4.2億円と見込んでいます。

あと病院用地ですね、これは市に寄託された土地と、そしてから御上会がまだ持っている一部入れると5,014平米で、これはその当時の、その時点での地価なんてわかりませんが、売却の。かなりの金額になりますから、これで大半が賄えるというふうに考えております。

それとあと、野洲病院が経営が終了した後、結局お金が終了しても先の行為のお金が入ってきますから、これも想定ですけども2カ月分の診療報酬、これ月2,5億円あります。ここに現バランスシートで7億円の純資産を持っていますから、取らぬ狸の皮算用を言うてはいけませんけども、現時点でのシミュレーションではマイナスにはならないというふうに私どもは見ております。

本当に、何か稲垣さん秘密秘密とおっしゃっているけど、やっぱり野洲病院はまだ民間病院です。私も意思決定に関わってない。理事でも評議員でもない。そこはマナーを守って、でも最大限情報提供を受けて試算しています。何か秘密秘密と言ってあおっておられますけども、本当に職員に聞いてもらってもわかるように、私のポリシーはこの市長になる前から絶対ごまかさない、絶対ごまかしません。オンブズマン怖くない。オンブズマンチョイスしているぐらいですから。オンブズマンの方が手ぬるいと私はオンブズマンに本当に言っているぐらいですから。ただ、これは全てを提供できない。でも、これはもう信頼関係。信用しかないです。とりあえず、今のご質問にはこれでお答えができていますと、思いますけど。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。議論がちょっとかみ合っていないところもありますけど、今の固定資産の話には建物の固定資産分は入っているんでしょうか、再度そこだけ

お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 固定資産税……。

○3番（稲垣誠亮君） 固定資産、建物が入っているかということです。今資産の話がされたと思うんですが、答弁の中で、それに建物の価値が入っているかということをお伺いしております。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 建物は入っていません。建物は要らないものだから4.2億円かけて除去しようと思っているわけで、マイナス財産です。その他、土壤汚染をやったりしても今の土地資産との見合いで、市にとって重要なのは引き受けた後野洲病院にマイナスがついてくるか来ないかだし、万が一マイナスがついてきても、先に言ったように損切りも覚悟の上で始まっているプロジェクトです。だから、そこを厳密にやっても、この土地が幾らで売れるかなどわからないじゃないですか。想定よりもっと高く売れるかもわからない。除去費用でも、今クリーンセンターと野洲の第1保育園解体、この間入札しました。もう全然設計と入札価格は違います。私のところはそれ見せてないから結局もっと安くできたけども、残念ながらそこまで行きませんでしたけども、だから解体除去費用というのも現時点で一番精度の高い方で見積もっていますから、もうそれ以上言われたら、そんなもの、これから平成31年のことを今出せとおっしゃっても無理です。自分でも塾経営しておられたらわかると思うし、呉服屋さんも経営しておられるわけでしょう。経営感覚というのはそういうものだと思いますけど。これでわからないとおっしゃるんだったら、本当に経営しておられるかどうかというぐらいに思わざるを得ないぐらいだと思いますが、経営感覚というのはそういうことです。私は市政というのはまさに経営だと思っておりますから、今申し上げた情報で十分だと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、最後に1点だけお伺いしますが、僕が万が一恐れていることが1点ありまして、この固定資産の建物、建物附属設備を市が解散時に市民の税金を使って買い取るということはないでしょうか。そこだけ1点お約束いただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 建物は買い取りませんよ。そんなもの、野洲病院の中で清算しよ

うとしているわけだから。ただ、病院の計画の中には使える医療機器については利用できるものは使いましょうと。これは評価入っていますけども、なぜ建物をわざわざ買うんですか。新病院つくる人が。

○3番（稲垣誠亮君） 合わないんですよ。自前で清算ができないんですよ。それぐらいしないと。

○市長（山仲善彰君） だから、それについてはその時点でのいろんな、野洲病院の土地も一部ありますから。だから、現時点ではわからないけど大まかに言えば、大まかしかあり得ませんからね。合っていると。でも最初から損切はもう覚悟の上でやっている。でも、野洲市の債権債務の中でないものについてはこれは民間病院が清算すべきものであって、野洲市が、稲垣さんが好きな連結決算の中に入っている事業じゃありませんから、野洲市が債務を負うことはないです。民間病院ですから。むしろ稲垣さんの案の現野洲病院をそのままの民間病院にしなさいと書いていましたけど、それの方が私危ないと思いますけど、だから頭にそれがあるからそういう発想、今わかりました。だから、野洲病院を、民間病院を市民病院にしようとする……。

○3番（稲垣誠亮君） それはもともとから申し上げてません。会派ではまとまっております。

○市長（山仲善彰君） いやいや、理解ができたのはそういうことです。誤解がされている理解が。だから、リスクは医療法人である野洲病院が負いますと。でもそれもそこそこ目処は立つでしょうという理解をしています。市民の税金が追加で出るとかそういう話は一切ありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。今力強くお約束いただきましたので、安心しました。

では次の質問に移ります。

野洲駅南口のにぎわいの実現は困難になるとは思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 困難になるとは考えていません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では、どうやってにぎわいを実現させようとしているのか、どこにどういう規模の商業施設をつくるかなど、具体的に、もし決まっていれば簡易で構いませんのでお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 健康とにぎわいというテーマになっていますけども、これは3.5全体の構想で実現しようということです。たちまちは駅前の交流商業施設、そしていろんな機能をそこへ入れると。それとあと病院ですね。広場です。当然、駅前の交流商業施設でも一定の私にはにぎわいは出ると思いますが、あと残っているアリーナという形で文化とかスポーツとか、そこが一番にぎわいを醸し出す大きな要因ですし、これは前から言っているように、そこがうまく回れば向かい側の筋の土地利用ももつとにぎわい型に多分振られるでしょうと。起爆剤になって。人が動かれればビジネスが成り立つということで。そういういわゆるメカニズムですね。好循環効果も狙おうとしています。プラス病院はにぎわいではないけども常時300人ぐらいの職員さんがいて、毎日多くの患者さんが来たりお見舞いの方があつたりしたら、病院の附随機能としてにぎわいも出てくるでしょうと、こういう構図でにぎわいというのは可能だというふうに思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に移ります。

広報やす5月号の駅前自治会との懇談会の結果報告を見ると、市の政策に対して異議を唱えている参加者の意見が省かれているように思いますが、中立性に欠ける内容だと考えます。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あれは担当の編集がきちっとやってくれていまして、私もその場にいました。中立的だと思います。どなたからも参加者からクレームはついていません。

稲垣議員はあの場所におられなかったと思いますから、あれが客観的かどうかという判断ができる情報は、一次情報は持っておられないと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私は議事録の提出を執行部の方に求めたんですが、自治会との懇談会の議事録ですね、ないと言われたんですが、それはどうして出していただけなかったのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） そのようなこと私確認できてないんですけど、それよりも、平成28年4月22日の全協の方に今の稲垣議員おっしゃっている駅前自治会との懇談会の結果概要について、主なことをおっしゃっている内容は全てお伝えしております。

すので、この内容のとおりでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いやいや、その概要版じゃなくて、実際の議事録がないと概要版はつくれないわけですから、私は議会事務局長を通して提出を求めました。そうしたら提出上げないと、存在自体がないというふうに回答を受けましたが、その辺の正確な答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議会じゃないので、いわゆる要点筆記、要点速記ですから、主な項目しかやっていません。一々全部テープ起こしたら膨大になります。決してごまかす思いとかじゃなくて、私いろんな場所でお話をしていますけども、職員来てもらってご質問の重要な部分といいますか、政策の部分とか、そこは拾っていますけども、べたで全部はとってないと思います。それが何も秘密で出してないわけ違って、もういわゆる手間の問題ですよ。現にそこにおられた方が誰かおっしゃったかどうか。じゃあ、おとといかな、金曜日か、ビラ配っておられた方文句言われるかと思って私期待していたんですけどなかった。その後、あそこにおられる方に何人も出会っていますけども、市の広報がおかしいというお怒りは聞いていません。こういうものは、誠実にきちっと記録の概要を示したらいいものであって、議会の議事録とは違うから、それでいいと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） おととしの夏の市民集会での議事録はちゃんとあのときはいただけましたし、今までこういう会議で議事録がなかったということは、いただけなかったというのはなかったと思うんです。たかだか2時間ぐらいのことですし、僕は逆に今の答弁を聞いていますと、議事録もないようなもので自治会との懇談の記録を市の広報に掲載したというふうに今のは解釈しましたが、再度答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いわゆる要点速記というか、そういう記録でもこれは正式の議事録になります。どういう意見が出たとかそういうことでいいわけであって、です、ますまで一致させるものは必要ない。一々休みの日に職員全てにいろんな会合で私が出たり職員が出たやつをそんなことやっていたら、それこそ税金で全部やるわけですから、いや、それをおっしゃるといふんだったらやりますけど、合理性がない。徹しているのは、秘密の

ためにやったんじゃないし、あの会議は2時間の予定でしたけども、最後に自治会長が私冗談で言ったんです。また7時半に戻りますと言ったぐらいに膨大なパワーポイントで質問を書かれました。一回7時か7時半だったか2時間やったのに、最後に自治会長がやられたわけで、そんなことまで全部議事録に残せるはずないです。ああいう会合は。議会の場合は残せるし、審議会の場合でもあらかじめペーパーがあります。あの会議というのは、自治会がメモをつくっておられたのと、そしてからパワーポイントで説明されました。だから、それを手間暇かけて公開する意味があるのかどうか。秘密会だったら結果公開ですけども、不特定多数、マスコミも入っていました。新聞社も来ていました。一般市民も来ておられた。逃げも隠れもしないことの記録が間違っているんだったら、稲垣議員が調べてここが間違っているとおっしゃった方が物事は早い。議事録があるかないか、秘密にしているか、そういう論議はおかしいですよ。個人の商店でやっているんだったら自分の私財つぎ込んだらいいけども、職員が動いているというのはみんな何もかも含めて税金でやっているわけですから、政策効率からしたらあれが一字一句議事録があることがふさわしいかといえば、現時点ではない。それが問題だったら何が問題だとか指摘されたいわけですよ。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） この市の広報を見ると、最後が、最後だけ参加者が答えるような形でなっていますが、これを見た人は多分ああみんな納得したんやなというふうに思う方が半数以上だと思うんですけど、例えばこれ市民最初のAの発言ですけど、読みます。駅前の自治会、あるいは住民に懇切丁寧に説明がなかったのか、一軒一軒回って野洲駅前に病院を建てないんだということをどうしてなされなかったのか、その辺が物すごい冷たい市長だなというふうに思っています。ただ、決まったから皆様方にじゃあ報告しておこうか、それでもいかにしてもらえないかなというふうな形でやられたんでは、駅前の住民は本当に情けないです。もう少しやっぱり今までに誠意をこめて住民の皆さんに説明してほしいかというふうに最初の方のこれAの説明ですよ。こういうことは入っていませんけど、なので私はやはり議事録が今回ないということもありますし、ちょっと納得いかなかったのがあったの質問いたしました。

では次の質問に移ります。

3月定例会における計画変更を求める修正動議の内容に対する見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

(午後 3 時 3 6 分 休憩)

(午後 3 時 3 8 分 再開)

○議長 (市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長 (山仲善彰君) 修正動議は 3 月のこととして、あれは議員間同士でやられたので、お答えはできるものではないなど。

その後、さっきの稲垣さんのビラは何か図らずも会派の合意じゃないとおっしゃったんですけども、5 月 1 日に会派で配られています。これは会派の合意。私、あの議事録は詳細に読んでなくて、ここで聞いていましたから、もしかこれを前提にお答えしていいんだったらお答えしますけども、3 月のと言われると、3 月のこれは私はほぼ一緒だと思っています。議事録まだ見てないから。それこそ議事録見てないから一字一句一緒かどうか知りませんが、これを前提にでいいですか。見解を。

できたら、私今日は本当はもうこれも会派にぜひこんな裏表だけでは情報少ないので、会派の皆さんと公開でお話し合いをさせていただきましょうという依頼をして文書でお願いしました。ずっと答えがなかったので、ここに議長が書いておられます。監査委員も書いておられます。これは市民の方が本当にたくさんあったんです。議長の名前が載っているということは、これは議決されたようなことなのかとか。だから、会派から返答がしばらくなかったんで私は議に直接お願いして、議長としてこの案を示しておられるから、議長と私とで公開でお話をさせてもらいましょうと、口頭で依頼するとともに文書でもお願いしました。両方とも断られました。会派からの断りはその時点ではなかったんです。答えが欲しいので、ちょっとこれはずるいトリックですけどもトリックを使わせていただきました。マジシャンみたいな。会派の勉強会はもう要らんでしょうと。勝手に議決されたことにこうやって市民に会派の名前で議長名で新聞折り込みでお知らせしておられる会派とは、議案の説明会はやるけども議案勉強会はもう要らんのじゃないですかと。こんな他のまちでもやってないところもありますし。提案したら、そうしたら議案勉強会云々がなくて、この話し合いは会派としては行わないという文書が私が知らん間に届いていました。ということで、会派とお話ししようというのに拒絶されているから、稲垣さんのご質問には通告があった先月の末時点ではお答えしないでおこうと思ったんですけども、きのうこのビラが折り込まれていたんで、あえてまた今日質問されたら心が変わってお答えしようと朝から思っていましたのでお答えをいたします。

幾つかだけ申し上げます。長くなるから。

まず、結論からいうと、すぐに病院ができますよと。市民の方は市民病院を望んでおられる。だからすぐにできますよと、1年でできますよとおっしゃっています。市民の方は、私もいろいろ聞きましたけども、耐震化がきちっとできていて、今の基準に合っている市民が安心して医療にかかれて、かつ病院というのは建物ではないので、有能なお医者さん、有能な医療スタッフ、事務職員がいる病院が入っている、働く病院を欲しいとおっしゃっているわけで、市民病院を欲しいと思っておられるわけではないんです。市民のための中核病院。現時点では市民のためのというのは、市が責任を持つのが市民のためという理解です。だから、ここに書いてますね。早くても平成32年とされていますが、それを待たずして野洲市立病院を開設でき、野洲市の中核的医療機関を確保することができます。稲垣さんはどこか1年と書いていました。1年でそんな病院の買収はできませんし、簡単ではないんですけども、1年と書いていました。でも、それは別として、市民の方はそういうものを望んでおられない。ここに何が隠れているかといったら、ちょっと言い方は悪いけども物が違うんですよ。それを物が一緒みたいに装っている。全くごまかしです。車欲しいと言われた。でもその車は、車という意味では一緒ですけども、ある方は家族7人が乗りたいと思っておられる。ある方は荷物を運びたいと思っておられる。じゃほんとうは、どういう車かを言わないといけないのに、市民病院という、車という一括でくくると同じように、市民病院という言葉でごまかしています。物が違う。全く違う。

それと、東館の改築については既に市民病院として開業しているため、先に病院した上で時間をかけて検討している。今何が問題になっているかといったら、野洲病院が問題じゃないんですよ。耐震化ができてない、耐震化ができてないから市民の安全、患者さんの安全が守れないし、ドクター、看護師さん、職員の安全も守れない。そういう病院をどうするかということなのに、時間をかけて検討。これは平成23年4月から始まったことをこれからしましようと言っているんです。稲垣さん、さっきからずっと聞いていても、故意なのか性格なのか、よくわからない。時間軸をずらすんです。全然論理が違う。時間をかけてって、時間をかけるのは市民病院がたちまちやるのと違って、時間をかけてやっただけだめなことは安全な病院、スタッフが働ける病院、これをつくろうということに、これ全然何の中身もないですよ、この2つ見ただけでも。もうこれで全然完璧に潰れます。

私こんなことに触れなくなかった。本当に職員に聞いてもらったらわかるように、もうコメントをやめておこうというのが筋書きなんですけども、もう一つだけ言うておきます。

市の提案である駅前南口に市立病院を整備するに総事業費として約36億円を見込んでおられますが、恐らく半分ぐらいの総事業費で済むのではないかと思っております。これも同じことです。車欲しい。トラック欲しいのか8人乗りのワゴン欲しいのか全然違う。だから、どういう病院かを示さないで、こちらはこれから30年50年市民が安心できる、ぜいたくではないけども、機能がきちっとした医療スタッフが働ける病院をつくろうと思っている。決して吹っかけてもいなくて、86億円要ると言っているわけですよ。あなたの病院は耐震化見送ってとりあえずのお金、物が全く違う。これもごまかし。肉を食べたいからといって、牛肉なのか豚肉なのか聞かないで、勝手に料理で差し出しているのと全く一緒。これ、もうここを見ただけでもこれ本当に真剣に読んだら、私今回初めて真剣に読んだんです、朝から。マーカー引いたけども、この3つだけで私十分、物が違います。時間軸が違う。

最後に言えば、野洲の場合はきちっとビジョンを共有化して、方針を共有化して、構想やってきました。ここには全くビジョンもない。単なる早く病院が安くできますよということ。もう簡単に言えば、可能性が全くゼロ。野洲の場合は可能性まできちっとやりました。よくこんなん、よく聞かれるなどと思って。

そしてもう一つ言うておきますけども、さっき言った何か市民がまた皆さん誤解されま。決して私は5億円ごまかしていません。きちっと駐車料金に入っています。

それと、良識ある担当市職員を更迭、冷静な意見を排除した。これは市の内部で人事課中心にやった職員の委員会の記録はプライバシーがあるから開示できませんけども、こんなどこかの勝手にやっている市長みたいな、良識ある担当市職員を更迭。こんな言い方を市民の皆さん、これ議会答弁と書いていますよ。議会答弁。これ知らない方が行ったら、議会報告第3号。野洲市議会議員と書いてあるから、最近野洲市に来られた方だったら、大体市長というのは悪いイメージが多いですから、もうずっとそういうふうに理解されるかもわからない。でも、こういうことを私はやっているつもりは全くない。

もう一つ最後に言うておけば、市長は黒字の自治体病院も県内にあると説明しています。私こんなこと説明したつもりはないです。

○3番（稲垣誠亮君） 聞きました。

○市長（山仲善彰君） でも文脈が違う。私はどこの病院もきちっと繰り出しもして、表面上は黒字だけど、これ注釈つけないで能天気にならざる病院がありますと紹介しているみたいだけど、私はよその病院批判するつもりはないけども、どこも大きな問題抱え

て、でも一生懸命市民のための治療していると思っていますから、いかにも何か粉飾して市長が能天気な黒字の病院もあると言っていますみたいなことを書いています。何か開示せずとか、もうこれだけ秘密ないのに、何かこれをぱっぱと読んだら本当にキーワードが独善的、秘密主義、開示しない。品位が私ないと思うんです。本当は議会の健全なメカニズムが働くべきで、この議長さんの名前入りのこのビラもほんまにまだまだ話題ですけども、ましてや稲垣さん、今日質問するのにきのうこれ入れるというのは、それこそさっきの文書での回答と一緒に、ぜひここでオープンで公開でリアルタイムでぜひ議論していただきたいです。

(発言する者あり)

○市長(山仲善彰君) これですら十分お答え、これで3月の議会からの提案、むしろこれに対して見解をお示しいただきたいと思っておりますので、私これから反問をいたします。

○議長(市木一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時49分 休憩)

(午後3時51分 再開)

○議長(市木一郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から反問の申し出が出ておりますので、これを許可します。

市長。

○市長(山仲善彰君) ありがとうございます。

今言いましたけども、平成32年待たずにすぐに病院ができるとおっしゃっていますけども、私の見解ではそれは市民が期待をしておられるものとは違うと思っておりますけども、それについての見解が1つです。

もう一つは、時間をかけて東館の改築なりをやったらいいとおっしゃるけども、これも今申し上げたようにもともと今の現野洲病院では耐震化ができてない、そして老朽化しているという課題があったのに、市民の方が期待しておられるのはそういったものが改善された機能的で安全な病院、そしてスタッフが働きやすい病院であるのに、これは時間をかけてというこの認識は私はどういう認識なのか、時間をかけてやるんだったら、何も野洲病院を市民病院にしなくていいわけですよ。そのことです。もう平成31年には21億円の損失補償なるものも返ります。何も野洲市が手をつけなくても今の半分ぐらい野洲病院にお渡ししたら経営もよくなります。でもそれでは済まないわけなので、そのメカニズムをきちっと説明いただきたい。これ根幹です。

それともう一つ、これもトリックで、86億円は決して無駄なお金じゃなしに、専門家を入れて必要な機能を盛り込んでいます。それも半分ぐらいで行けるとおっしゃっているけども、半分ぐらいというのは本当に半分なのか、もう少し、それこそ稲垣さんいつも積算はおっしゃるので、本当に同じような機能のものを、いわゆる入札発注するときには同等品といいます。コピー機ですけども、この型番だけども、これと同じ機能の同等品だったらいいですよ。でも稲垣さんの言うておられるこのこちらが今計画して作業を進めている病院と、稲垣さんの提案の病院は入札発注という同等品と考えておられるのか、これ3つ目。

それと、ここで言うておられるのは市民は市民病院を望んでおられると。それだけで早くとおっしゃっているんですけども、これもさっき言ったことですけども、稲垣さんが考えている病院のビジョン、機能、これをもう少し言うて下さい。ビジョンが全然書いてない。早くとか、単なるこちらの批判を対照的に述べているだけで、この柱があるからここが持つだけなんですね。対案じゃないんです、これは。こちらをバツバツしながらですけど、そのバツというのは今言ったようにすり替えがあって、同等品であるのか、そういったことです。だから、今申し上げたようにビジョンをまず示していただきたい。

それと、稲垣さんのこの良識ある担当市職員を更迭、冷静な意見を排除したとおっしゃっている。これも稲垣さんの把握しておられる事実、根拠、それともう一つはこの更迭されたと言われている職員と個人的に接触されて何か情報を得られたことがあるかないか、プライバシーに関わるんだったら結構ですけども、公人としてここへ書かれる限りは一事情を持っておられると思うので、更迭、これについての可能な限り具体的な情報をお聞かせいただきたい。

それと、ここの2でも退職金の返上とか個人の資産、これはなじみませんと。病院が開業して赤字になるかどうか、私は今日でも問いかけられても意思を明確にしてないぐらいです。私はでも任期中は一生懸命頑張ります。その責任があったら頑張ります。でも、病院の赤字が出るときに、私が市長やっているかどうかはわからないからというので、逃げたわけじゃなしに、そんな約束はできないと言っているわけです。そう言っているのに、そういうこと書かないで、これだったら市長は税金使って巨大なプロジェクトやってながら自分の資産問われたら、自分の金欲しさに逃げたみたいなのうに聞こえます。今クリーンセンターの条例上げました。あれもキーポイントは何かといたら、2回目は絶対だめだとおっしゃったのを、何回も職員と夜も昼も足を運んでご理解いただいて今動いていま

す。でも、そのときに条件は次は絶対だめだとおっしゃったんでどうしようといったら25年のはだめだと。市長約束せい、せいとおっしゃったので、考えた末に私は条例で縛りますと言ったわけです。幾ら私が約束しても、これから25年先に私がまた同じ場所にやらないという約束をしたところで意味がない。今ざくざくその約束が出てきて、全部職員も含めて苦勞しているじゃないですか。だから私はそんなことやらない。だから、約束できないものはできないと言っているのに、いかにもこれだったら読まれた方は市長は巨大な事業しながら無責任だみたいに読めますね。これについての見解です。私がきちっとメカニズムを言いました。それと、事前に私は資料できてないからやりたくても保証できないし、現時点だったら寄附行為になるからできません。現職だったら。やめているときにそうだったかどうかわかりません。

それと、市長は人件費カット、これも説明してほしい。

(発言する者あり)

○市長(山仲善彰君) 市長は年始の仕事始めの挨拶で、財政面で苦しくても人件費をカットしないと発言していますが、論理が矛盾している。ちょっとこのことも仕組みがよくわからないので説明していただきたい。

以上であります。

(発言する者あり)

○議長(市木一郎君) 稲垣議員、今7項目ぐらいありましたけども、答弁できますか。できるものから。

暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後4時04分 再開)

○議長(市木一郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番(稲垣誠亮君) まず、反問を受けましたいろいろとありましたが、まず私この質問に際してなんです、以前僕は3月だったかな、3月にも個人の議会広報を出したんですが、そのときにあくまでも個人の政治活動としてそれは行いましたが、その翌々日のたしか議会個人の議会広報を出して次の全協だったと思うんですが、市役所の公文書という形で僕の議会広報に対して市の見解を出されました。そのことに対して、僕は市に対して抗議をしたんですが、やはり市長個人が個人の政治活動として私に反論されるのであれば、市長ご自身がビラを出すとか、そういうことも含めてされるのであれば私は正当な行為だ

と思うんですが、市役所の機能を使って公権力を使って公文書という形で対応されたことに関しては大変遺憾に思っています、その件は昨年3月の全協のときに抗議を申し上げて、対応をずっと求めてきました。これは政治活動に対する介入であるとは私は思っております。例えば、今はこんな平和な時代ですけど、時代によってはやはり例えばこれは大変危険な行為であると思っています、例えば国会議員が与党ではない、政府ではない野党の国会議員が政治活動でビラをまいたと。それに対して政府が政府の機能を使って文書で出すと、そういったことは当然あり得ないわけであって、やはりこの形は大変不適であると思っています、今回の基本的には市長の今の個人の政治活動に対して今の発言はちょっと問題があるのではないかなと思っています。

あと、今回に関しては基本的には反問権は先ほど申し上げましたが、そもそも質問に対して不明瞭な場合に認められた権利であると思います。前回のこともあるので、今回はちょっと基本的には回答を差し控えたいと思っていますが、ちょっと重要なところだけでもちょっと答えようと思います。

まず、収支計画を立てた担当した職員さんが異動したとの件ですが、市長も以前県庁時代の職員だったと思うんですが、市長がいろいろなところで発言されているのを僕が直に聞いているので申し上げるんですが、ちょっと出張中だったか外出して、戻ってきたら椅子がなかった的なことを僕市長どこかで似たような発言を聞いたと思うんですが、例えばそういうときに、受け手は例えば異動させられた、更迭になったというふうに思ったとしても、実際に大本の県の方は、当然単なる人事異動であると、そういうふうに回答すると思います。今回のことも、職員の方が、市長がどう思っているかではなくて、やはり受け手が、人事異動の対象となった職員がどう思っているか、そこがやはり僕は肝要ではないのかなと思っています。

当然、今回ビラを発行していますけど、全て私は取材源を持って記事にしていますので、記事を捏造したりそういったことに対しては一切ありません。個人的に接触等、誰がとかそのようなことは当然守秘義務がありますので、私は申し上げることはできません。

あとは、市民が望んでいる市民病院とかおっしゃっていますけど、そのあたりについても、例えば何かの集会でそういう発言があったのか、具体的に何かの署名を持った発言なのか、その辺の趣旨が現在示させていませんので、私は回答しようがありません。

あとは、政風会が作成されたビラに関しては、当然県ともある程度打ち合わせなり照会なりをして作成された文書ですので、完成度の高い対案だと思っていますし、病院機能に

ついても何ら劣るものでもないとは思っていますので、これをもって答弁を控えたいと思います。

○議長（市木一郎君） あと47秒。

○市長（山仲善彰君） ちょっと待って下さい。後は文書で来るんですね。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後4時10分 休憩）

（午後4時13分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） それでは、現民間野洲病院の詳細な決算状況を直接開示しないまま新野洲市立病院整備を市長が提案され、議会審議を進めたことに対して問題があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一切そんな認識はしておりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ただ、これ最終が僕の記憶では支援可能継続可能性の調査報告の2月議会の一般質問通告の前日だったと思うんですが、そのあたりで提示されたのは大変不誠実だと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あの評価委員会は時間的にぎりぎりでやっていました。可能な限りは公開しています。お断りしたように、野洲病院の経営状況とかに関わる分だけはクローズにしましたが、最終のときもある段階から議論は公開しております。結果的に、あの文書というのは物すごく端的に誰が見てもわかる文書ですから、万が一それが遅いとか、あれはあのときも言いましたように平成23年のあり方可能性のときの情報とほとんど一緒なんです。ただ、それを別の専門家から追認いただいたような文書ですから、あの内容に関して今初めてではないので、私としてはこちらとしては最大限誠心誠意調査はしましたし、協力もしていただきました。それを開示したので、そこに欠陥は一切ないと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、開示されてないと単純に言っているだけです。今までです。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それだったら、議場で質問したのを答えないで、答えるか答えないかもはぐらかす方が私は不誠実だと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次の質問に移ります。

中高生の学習場所の可能性の一つとなり得る図書館の自習室利用の可能性についてお伺いいたします。

今後図書館を受験生のために自習の場としていくことが必要ではないかと考えますが、自習するスペースの確保を要望しますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の生徒、学生の学習場所と図書館の関係についてのご質問にお答えします。

図書館というのは、そもそもご存知のように法律に基づいて設置をされていて、図書によって能力を高める、あるいは人間性を培う、学習する、趣味を培うということで、図書というメディアですね、今はビデオとかCDとかもありますけども、そういった文化媒体を通じて市民が今言った教養とか能力を高めるための場所ですから、単にその図書なりメディアを介在しないで学習するというのは本来含まれていません。それは別の機能です。ですけども、そこははっきり分かれませんが、図書館の本を使いながら学習ということもありますけども、今稲垣議員のご質問が単なる学習の場所ということであれば、これは残念ながら現図書館にはその機能はありません。ただ、野洲の図書館の場合は併設してコミュニティー機能を持っていますから、あそこのオープンスペースで学習するとか市民活動センターでそういうことをするということはありますけども、図書館の機能として、学習機能とおっしゃったらそういう設計になってないので、今は無理です。ただ、そういう機能は重要ですから、今後駅前のいろんな展開の中に子育て支援とか、それは考えてますけど、今の図書館に入れよとおっしゃったらこれは無理と明確にお答えします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では、これで質問終わりたいと思います。ご丁寧にありがとうございました。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明3日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。(午後4時17分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年6月2日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 稲 垣 誠 亮

署 名 議 員 栢 木 進